

裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の
原因分析業務

報告書

平成29年3月

株式会社NTTデータ経営研究所

目 次

第 1	本業務について（はじめに）	1
1	業務の趣旨及び目的	1
2	裁判員等選任手続の概要	2
3	辞退率・出席率の推移について	5
	（1） 辞退率	5
	（2） 出席率	6
4	業務に当たっての方針と進め方	7
	（1） 方針	7
	（2） 進め方	8
第 2	辞退率上昇・出席率低下の要因に関する仮説の設定	9
1	審理予定日数の増加傾向	9
	（1） 平均審理予定日数の増加傾向	9
	（2） 仮説の設定	10
2	雇用情勢の変化	11
	（1） 全選定者に占める「事業における重要用務」を理由とする 辞退者の割合の増加	11
	（2） 仮説の設定	13
3	高齢化の進展	14
	（1） 全選定者に占める「裁判員法 16 条 1 号ないし 7 号」を理 由とする辞退者の割合の増加	14
	（2） 仮説の設定	14
4	裁判員裁判に対する国民の関心の低下	15
	（1） 意識調査の分析	15
	（2） 仮説の設定	16

5	名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇	17
	(1) 裁判員候補者名簿記載者数と名簿使用率	17
	(2) 同一年度内における名簿使用率の上昇に伴う辞退率上昇・ 出席率低下	17
	(3) 年間名簿使用率の上昇	19
	(4) 仮説の設定	20
第3	辞退率上昇・出席率低下の要因に関する分析	21
1	審理予定日数の増加傾向	21
	(1) 審理予定日数と辞退率・出席率との相関関係の分析	21
	(2) 審理予定日数と辞退率・出席率との相関関係の経年変化 ...	27
	(3) 選任手続期日から第1回公判期日までの期間と辞退率・出 席率との相関関係の分析	29
	(4) 審理予定日数が同じ事件における審理期間の長短と辞退 率・出席率との相関関係の分析	30
	(5) アンケート調査結果の分析	31
2	雇用情勢の変化	32
	(1) 辞退事由の変化の分析	32
	(2) マクロ指標データの分析	36
	(3) 人口構成割合の推移の分析	41
	(4) アンケート調査結果の分析	42
3	高齢化の進展	46
	(1) 辞退事由の変化の分析	46
	(2) 名簿記載者に占める「裁判員法16条1号」（70歳以 上）を理由とする辞退申出者（調査票段階）の割合の推移 の分析	50

(3)	マクロ指標データの分析	53
(4)	人口構成割合の推移等の分析	56
4	裁判員裁判に対する国民の関心の低下	57
(1)	裁判員裁判に対する関心の有無，変化に関する質問の分析 .	57
(2)	裁判員裁判に対する関心の有無，変化と裁判員裁判への参 加意欲・参加可能性との関係の分析	58
(3)	各層における関心の有無，変化に関する質問の分析	61
(4)	裁判員裁判に対する関心の変化の理由	64
5	名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇	66
第4	庁別の辞退率・出席率に影響を与える要素の分析	67
1	分析の手法	67
2	呼出状の不在不到達率・事前質問票の返送率と辞退率・出席率と の相関関係の分析	68
3	運用上の工夫の有無と出席率との相関関係の分析	69
第5	選任手続期日に出席した裁判員候補者の構成割合の推移の分析	72
(1)	職業別	73
(2)	年代別	74
(3)	性別	76
第6	考察結果	77
1	辞退率について	77
2	出席率について	78
3	選任手続期日に出席した裁判員候補者の構成割合について	79

〔資料〕

- 1 アンケート調査
 - (1) 実施概要
 - (2) 設問及び単純集計結果
 - (3) クロス集計結果（属性別）
- 2 分析資料一覧

〔本報告書を読む際の注意〕

- 1 本報告書に掲載したグラフ等の図表は、個別に付記したものを除き、末尾の「分析資料一覧」に記載した資料に基づくものであり、特に出典を明示していない。
- 2 今回のアンケート調査結果の属性別の分析においては、都道府県別の分析や、裁判員（補充裁判員）経験の有無別の分析は、一部の都道府県の回答数や裁判員（補充裁判員）経験者の回答数が少なく誤差が大きいため、行っていない。

（略語・用語の説明等）

裁判員法	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
裁判員規則	裁判員の参加する刑事裁判に関する規則
辞退政令	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令
選任手続期日	裁判員等選任手続期日
辞退率	辞退が認められた裁判員候補者数を、選定された裁判員候補者数で除して得られたもの
出席率	選任手続期日に出席した裁判員候補者数を、同期日に出席を求められた裁判員候補者数で除して得られたもの
名簿使用率	個別の事件で選定された裁判員候補者数を、裁判員候補者名簿記載者数で除して得られたもの
審理予定日数	「裁判員等選任手続期日のお知らせ」（呼出状）に記載した公判期日等が予定されている日数の合計（評議のみの日、判決のみの日を含み、選任手続期日のみの日を含まない。裁判員法103条に基づく公表資料において「実審理予定日数」としているものと同じである。）

(相関分析の説明)

本業務においては、辞退率・出席率に影響を与えている要因を分析するに当たり、散布図及び相関表を用いて相関関係を分析する手法を用いているので、その意義等を説明する。

統計学における「相関関係」とは、2つの変数（変化する数量）について、一方が増加あるいは減少するに従って、他方が同じように増加あるいは減少する関係性をいう。

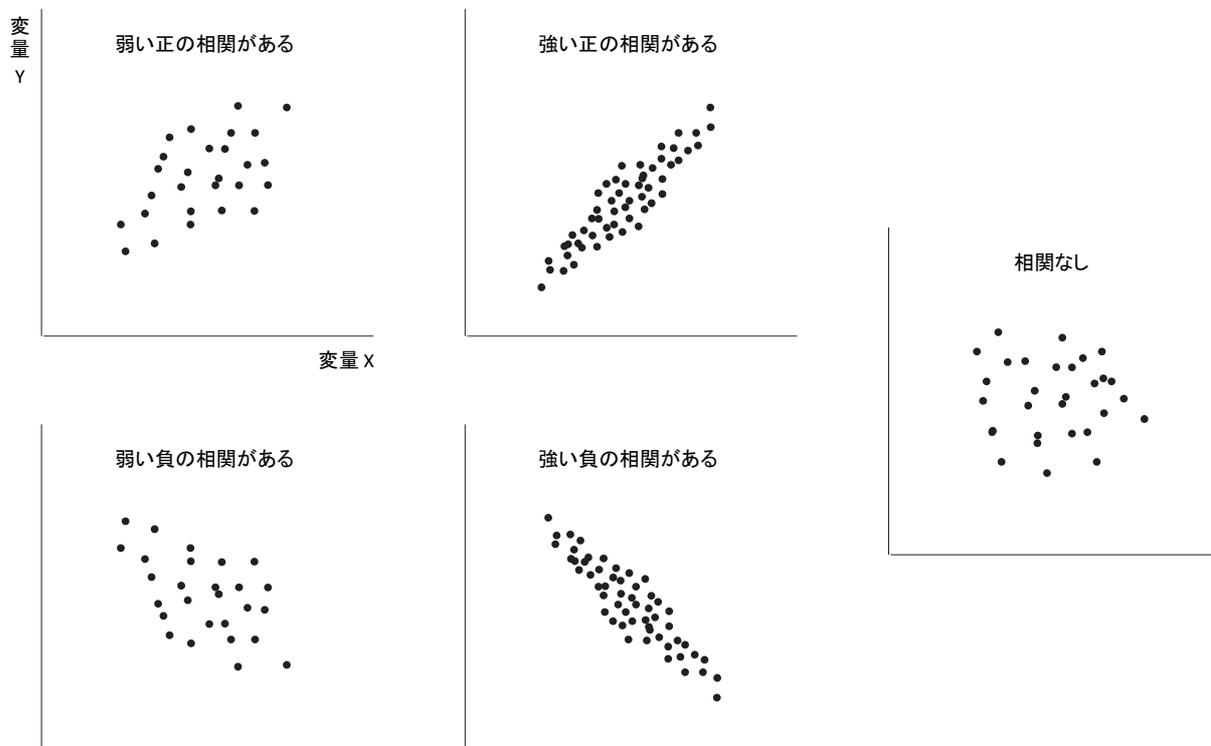
そして、相関係数（ r ）とは、そのような関係性の強さを示す指標である。一般的に、相関係数とは、Pearsonの相関係数を指し、本業務においてもこれを用いている。相関係数（ r ）は、 $-1.0 \sim 1.0$ の間の数値をとる。その（絶対値の）大きさにより、相関の強さ（正の数であれば正の相関、負の数であれば負の相関）を示す。完全に一直線のある場合であれば相関係数は 1.0 又は -1.0 となり、全く関係がない場合であれば相関係数は 0 となる。

社会統計の分野では、一般的に以下の基準に基づいて相関関係の強さを表現することが多いことから、本業務においても、その考え方を踏まえて検討を行った。

- $0.7 < |r| \leq 1.0$: 強い相関がある
- $0.4 < |r| \leq 0.7$: 中程度の相関がある
- $0.2 < |r| \leq 0.4$: 弱い相関がある
- $0 \leq |r| \leq 0.2$: ほとんど相関がない

次ページの図は、2つの変数間の相関関係の考え方を散布図で表したものである。2変数の各点を散布図として見たときに、直線に近い関係性が見られる場合に「強い」相関があるとの評価となり、直線に近くはないものの、一方が増加（減少）するにつれて、他方が増加（減少）する関係性がうかがえる場合に「弱い」相関があるとの評価となる。

図表 相関関係の考え方



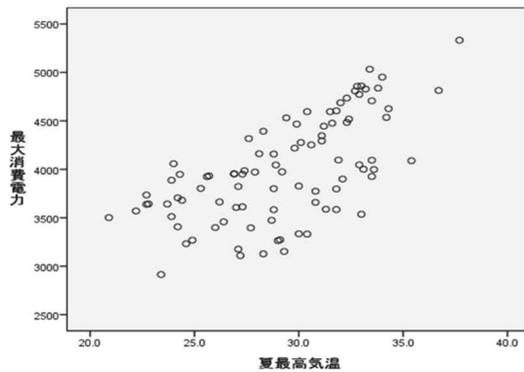
次ページの具体例は、ある年の東京における気温と消費電力との間の相関の強さを分析したものである。

まず、散布図を見ると、夏は、気温が上がるに従って、空調（冷房）の負荷が高まり、結果として消費電力が増え、冬は、気温が下がるに従って、空調（暖房）の負荷が高まり、結果として消費電力が増えることがうかがえる。

次に、相関表を見ると、「夏最高気温」の「Pearsonの相関係数」と「最大消費電力」がぶつかる箇所の数値を見ると、「. 645」（0.645）であり、中程度の正の相関があることが分かる。また、「冬最高気温」の「Pearsonの相関係数」と「最大消費電力」がぶつかる箇所の数値を見ると、「-. 487」（-0.487）であり、中程度の負の相関があることが分かる。

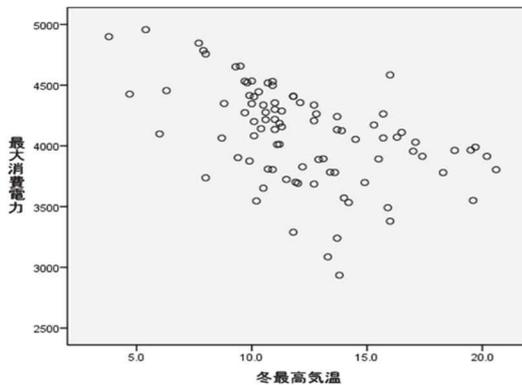
ここで、夏の方が冬よりも相関係数が大きく、気温と消費電力の相関が強いことに注目すると、その理由としては、冬は夏に比べて、電力以外のエネルギー（灯油、ガス等）が、空調により多く使用されている点等が考えられる。

図表 相関関係の分析の具体例（気温と消費電力との関係）



		最大消費電力
夏最高気温	Pearson の相関係数	.645**
	有意確率	.000
	度数	92

**：1%水準で有意な相関



		最大消費電力
冬最高気温	Pearson の相関係数	-.487**
	有意確率	.000
	度数	90

**：1%水準で有意な相関

そのほか、相関表に記載されている「有意確率」、「1%水準」、「度数」についても説明を加える。

相関分析における「有意確率」とは、「実際には相関関係がない（相関係数が0である）にもかかわらず、偶然、（相関関係があるように見える）サンプルデータが観察されてしまう確率」をいう。一般的に、分析に用いるデータのサンプル数が増えるほど、また、相関係数の絶対値が大きいほど、有意確率が低くなり、分析の信頼性が増すこととなる。上記具体例では、「夏最高気温(冬最高気温)」の「有意確率」と「最大消費電力」がぶつかる箇所の数値を見ると、「.000」とある。これは、有意確率が0.1%（0.001）未満であることを示す。

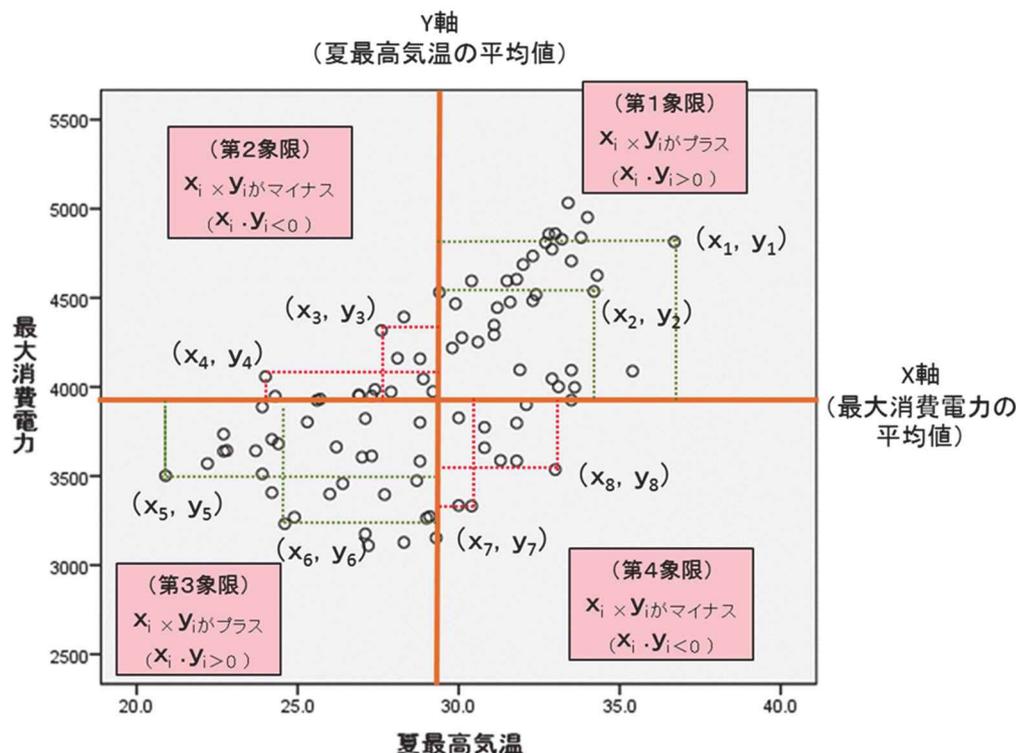
「1%水準」とは、有意水準の一つである。有意水準とは、どの程度の有意確率であれば結果を有意（偶然ではなく意味がある）と判断するか基準である。例えば、5%水準とは、有意確率が5%未満であれば結果を有意と考える判断基準であり、統計学では、この5%水準や1%水準を用いるのが慣例となっている（1%水準は、5%水準よりも更に厳格な基準である。）。上記具体例における相関係数の数値の末尾の「**」は、相関表下部に記載されているとおり、1%水準で有意であること、つまり有意確率が1%未満であることを示している。

上記のとおり、データのサンプル数が多いほど、また、相関係数の絶対値が大きいほど、有意確率は低くなるので、データのサンプル数が多い場合、相関係数の絶対値が大きくなっても結果が有意であると判断されることがあり、逆に、相関係数の絶対値が大きい場合、データのサンプル数が少なくても結果が有意であると判断されることがある。

「度数」は、その項目における分析のもとになったサンプル数を示す。前記具体例では、夏については92、冬については90のサンプルがあることを示す。

さらに、この具体例を用いて相関係数の計算方法を説明する。

図表 相関係数の考え方



上図で、最大消費電力の平均値に横線を引いたものをX軸、夏最高気温の平均値に縦線を引いたものをY軸とし、縦線と横線の交点（夏最高気温と最大消費電力の両方の平均値）を原点（0, 0）とし、各点を、 (x_i, y_i) と表す。

正の相関があることを示している前記の具体例（夏最高気温と最大消費電力）をもとに説明すると、相関係数のイメージは、 x_i と y_i を掛けた数値（以下「 $x_i \times y_i$ 」という。）を合計した数値である。

第1象限及び第3象限に属する点では、 x_i と y_i の両方の値がプラス又は両方の値がマイナスとなるため、 $x_i \times y_i$ はプラスになる。第2象限及び第4象限に属する点では、 x_i がプラスの場合は y_i がマイナスに、 x_i がマイナスの場合は y_i がプラスになるため、 $x_i \times y_i$ はマイナスになる。 $x_i \times y_i$ がプラスになる点が多い（点が第1象限及び第3象限に集中する）ほど、 $x_i \times y_i$ の数値を合計した数値が大きくなり、相関係数が大きくなる。

これに対し、 $x_i \times y_i$ がプラスとマイナスで同程度の割合で混在している場合（点が第1～第4象限にまんべんなく存在している場合）、互いに打ち消しあって $x_i \times y_i$ の数値の合計値

は小さくなり、相関係数が小さくなる。

相関係数のイメージは上記のとおりであるが、相関係数が $-1.0 \sim 1.0$ の値を取るようになるため、一定の計算 ($x_i \times y_i$ の数値の合計値を分子として、 x_i の各値を二乗した数値の合計値の平方根と y_i の各値を二乗した数値の合計値の平方根とを掛けた数値を分母として除す) をして、相関係数を出している。結果として、相関係数 (r) は、正 (負) の相関が強くなるほど 1.0 (-1.0) に近づき、相関が弱くなるほど 0 に近づく。

[本 編]

第 1 本業務について（はじめに）

1 業務の趣旨及び目的

裁判員制度が平成 21 年 5 月 21 日に施行され、これまで約 8 年間にわたり裁判員裁判が行われている中で、近年、裁判員候補者の辞退率の上昇及び選任手続期日への出席率の低下が問題となっている。

そこで、辞退率・出席率の改善に向けた方策を検討するため、辞退率上昇・出席率低下の要因を分析することが必要である。

この業務は、平成 21 年 5 月から平成 27 年 12 月までの裁判員裁判に関する統計データを中心とした資料の分析等により、辞退率上昇・出席率低下の要因を分析し、辞退率・出席率の改善に向けた方策を検討する際の資料の一つとするものである。

2 裁判員等選任手続の概要

業務の前提として裁判員等選任手続の概要を説明する。

裁判員等の選任は、次のような4段階を経て行われる（図表1-1のA～D参照）。

第1段階（A）では、各地方裁判所において、前年度の秋頃に、選挙人名簿から無作為抽出された名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成し、名簿記載者に対しその旨の通知を行う（翌年、裁判員候補者として呼び出される可能性があることを、いわば予告するわけである。）。名簿記載者に対する通知の際には、併せて辞退希望の有無等を確認する調査票を送付する。通知を受けた裁判員候補者は、調査票により、①70歳以上、学生など、1年間を通じて裁判員になることを辞退できる事由（定型的辞退事由）、②裁判員になることができない職業に就いている事実、③裁判員になることが特に難しい特定の月がある場合に、2か月を上限として辞退を希望する月をそれぞれ申し出ることができる。

第2段階（B）では、個別事件について審理の具体的な日程等が決まった段階で、審理を担当する地方裁判所が、呼び出すべき裁判員候補者の数を決めた上で、裁判員候補者名簿からくじでその事件の裁判員候補者を選定する。選定後、地方裁判所は、第1段階（A）で調査票を返送して辞退の申立て等をしていた裁判員候補者について、これを認めた場合には呼び出さない措置をとる。

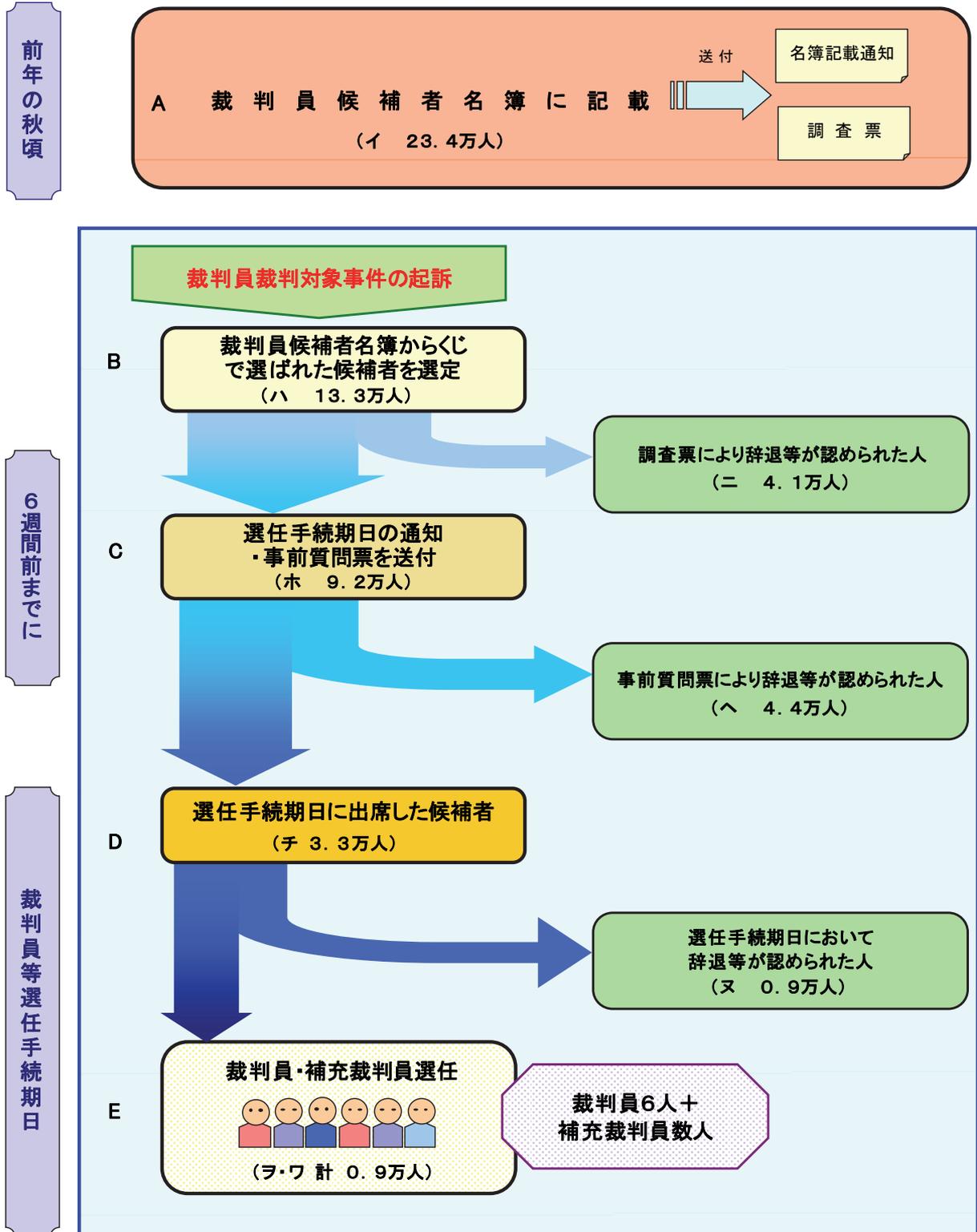
第3段階（C）では、呼び出さない措置をとらなかった裁判員候補者に対して、選任手続期日の通知（呼出状の送付）をするとともに、予定された公判の日程等との関係で更に辞退希望の有無等を調べる事前質問票を送付する。その後、返送された事前質問票の記載に基づき、辞退を認めた場合にはその候補者に対する呼出しを取り消し、選任手続期日に出席する必要がないことを知らせる。

そして、第4段階（D）では、選任手続期日に出席した裁判員候補者から辞退等が申し立てられた場合に、その許否を判断する。その後、最終的に残った裁判員候補者の中から、くじにより実際に事件に参加する裁判員・補充裁判員を選任する。

なお、このように複雑な手続をとることとされているのは、調査票、事前質問票、選任手続期日と3段階で辞退事由の有無を判断し、裁判員候補者に過重な負担が生じることのないよう慎重な配慮がされたためである。

図表 1 - 1 裁判員等選任手続の流れ

※ () 内のイ, ハ等の片仮名は図表 1 - 2 に対応し, その横の人数は, 平成 2 7 年の概数



図表 1 - 2 裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員等の数

段階		累計	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27		
A	イ	裁判員候補者名簿記載者数	1,970,906	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500	233,800	
	ロ	名簿使用率(%) (「ハ」／「イ」)	40.5	4.5	36.7	41.7	47.5	52.2	52.0	56.8	
B	ハ	選定された裁判員候補者数	798,390	13,423	126,465	131,880	135,535	135,207	123,049	132,831	
	ニ	調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数	229,465	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	36,755	40,755	
C	ホ	期日の通知・事前質問票を送付した裁判員候補者数 (「ハ」－「ニ」)	568,925	9,638	94,220	94,109	97,047	95,541	86,294	92,076	
	ヘ	事前質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数	245,139	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	40,351	43,806	
	ト	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数 (「ホ」－「ヘ」)	323,786	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	45,943	48,270	
D	チ	選任手続期日に出席した裁判員候補者数	243,488	5,415	48,422	44,150	41,543	38,527	32,833	32,598	
	リ	出席率(%) (「チ」／「ト」)	75.2	83.9	80.6	78.3	76.1	74.0	71.5	67.5	
	ヌ	選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数	64,943	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	9,321	9,150	
	ル	a	辞退が認められた裁判員候補者の総数	486,550	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	79,288	86,201
		b	辞退率(%) (「ルa」／「ハ」)	60.9	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	64.4	64.9
E	ヲ	選任された裁判員の数	48,601	838	8,673	8,815	8,633	7,937	6,938	6,767	
	ワ	選任された補充裁判員の数	16,555	346	3,067	2,988	2,906	2,622	2,333	2,293	

- (注) 1 「ニ」及び「ヘ」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置又は呼出取消しがされたものが含まれ、更に前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
- 2 「ト」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれる。
- 3 「ルa」のうち、平成21年及び平成22年の人数には、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたものの、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
- 4 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。

3 辞退率・出席率の推移について

辞退率・出席率の推移について、統計資料を適宜引用しながら説明する。

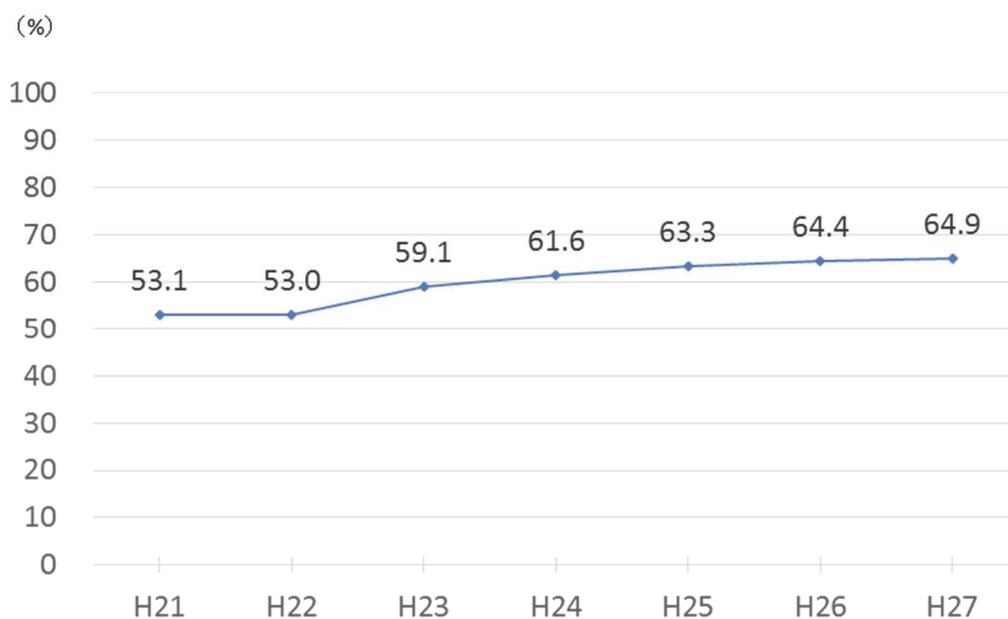
(1) 辞退率

2のとおり、辞退は、調査票、事前質問票、選任手続期日の3段階で判断される。辞退が認められた裁判員候補者数の累計及びその年度別推移は、図表1-2Dルaのとおりである。

個別の事件において選定された裁判員候補者数の累計及びその年度別推移は、図表1-2Bハのとおりである。

個別の事件において選定された裁判員候補者数（図表1-2Bハ）を分母とし、辞退者数（図表1-2Dルa）を分子として計算したのが、「辞退率」（図表1-2Dルb）である。辞退率の年度別推移は、図表1-3のとおりであり、年々上昇している。

図表1-3 辞退率の推移（%）



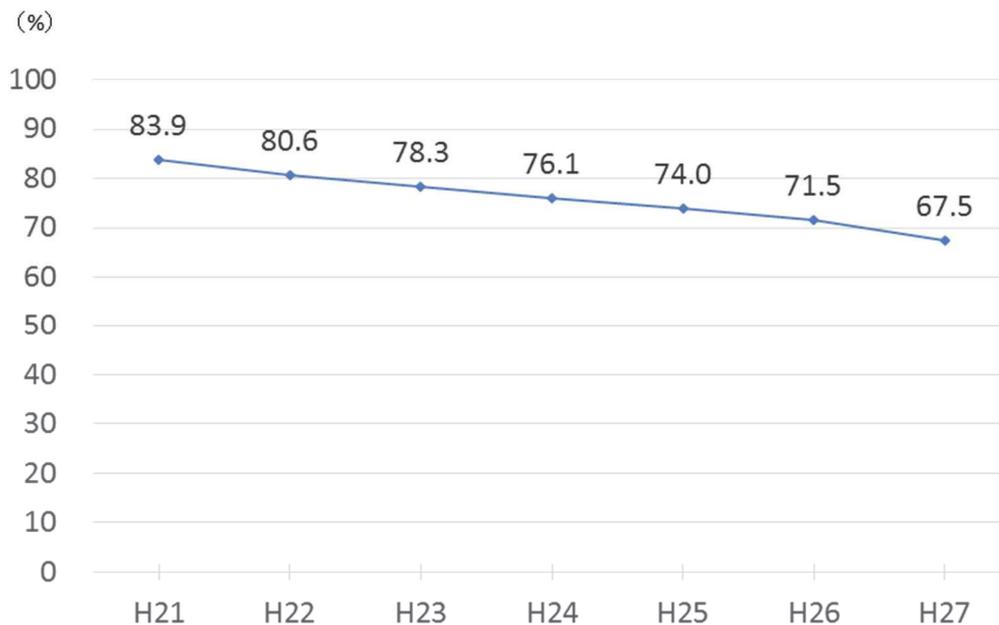
(2) 出席率

選任手続期日に出席した裁判員候補者数の累計及びその年度別推移は、図表1-2Dチのとおりである。

個別の事件において選定された裁判員候補者数（図表1-2Bハ）から調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数（図表1-2Bニ）及び事前質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数（図表1-2Cへ）を除いた人数、つまり選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数の累計及びその年度別推移は、図表1-2Cトのとおりである（ただし、この中にはそもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることには注意を要する。）。

選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数（図表1-2Cト）を分母とし、選任手続期日に出席した裁判員候補者数（図表1-2Dチ）を分子として計算したのが、「出席率」（図表1-2Dリ）である。出席率の年度別推移は図表1-4のとおりであり、年々低下している。

図表1-4 出席率の推移（%）



4 業務に当たっての方針と進め方

(1) 方針

ア 仮説の設定と分析

まず、辞退率上昇・出席率低下の要因を特定するため、裁判員裁判に関する統計資料等を用いて、辞退率上昇・出席率低下の要因に関する仮説を設定する。

その上で、更にこれらの資料及び社会・経済状況を表す各種の統計資料（国勢調査、労働力調査等）等について統計学的な分析を加えることにより、仮説として設定した要因が辞退率上昇・出席率低下に影響を与えているのかを検証する。

また、選任手続期日に出席した裁判員候補者の構成割合の推移を国勢調査の結果と比較することにより、選任手続期日に出席した裁判員候補者の構成に歪みが生じていないかどうかを検証する。

イ アンケート調査

裁判員裁判に関する統計データでは分析が難しい仮説（裁判員裁判に対する国民の関心の低下等）について分析を加えるとともに、上記アの統計学的な分析結果を裏付けるという観点から、アンケート調査を実施し、その結果に基づき複数の観点からの定量的な分析を行うなどして、辞退率上昇・出席率低下の要因を更に分析する。

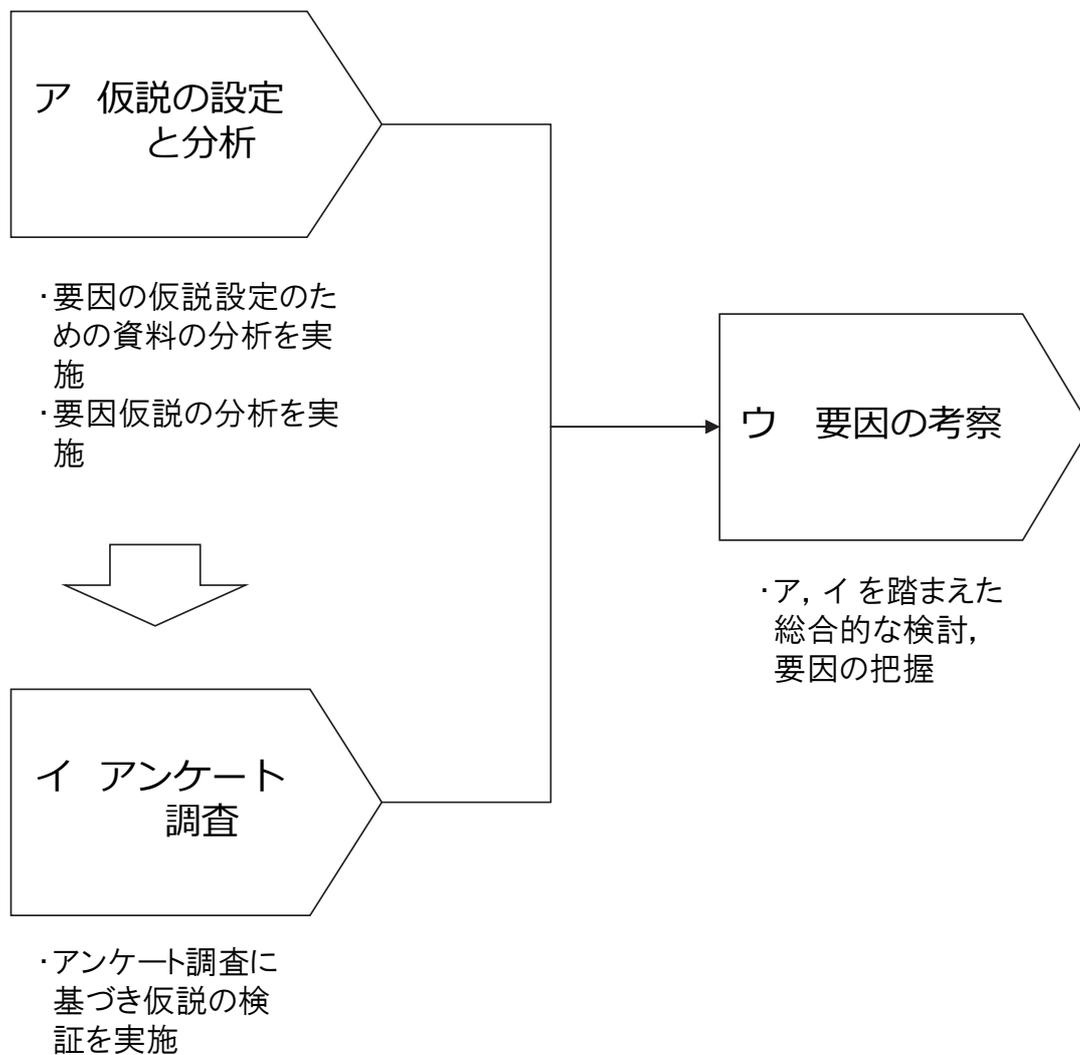
ウ 要因の考察

上記のア及びイを踏まえ、辞退率上昇・出席率低下の要因について考察を行い、影響を与えていると考えられる要因について客観的に分析し、今後の改善に向けた方策の検討のための資料とする。

(2) 進め方

前記の方針を踏まえ、以下の3つの段階を経て実施した。

図表 1 - 5 検討の進め方



第2 辞退率上昇・出席率低下の要因に関する仮説の設定

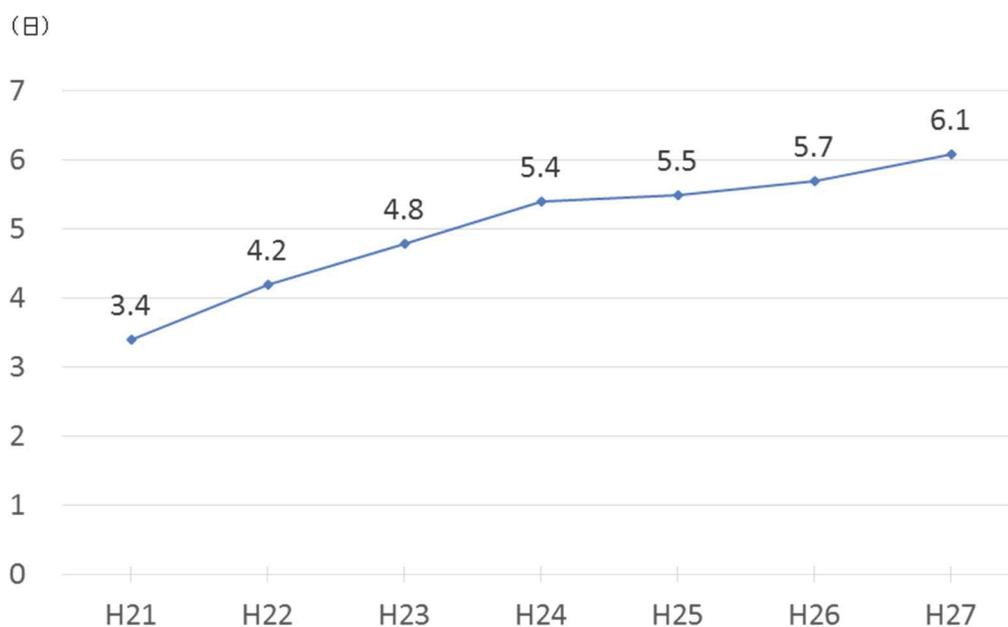
1 審理予定日数の増加傾向

(1) 平均審理予定日数の増加傾向

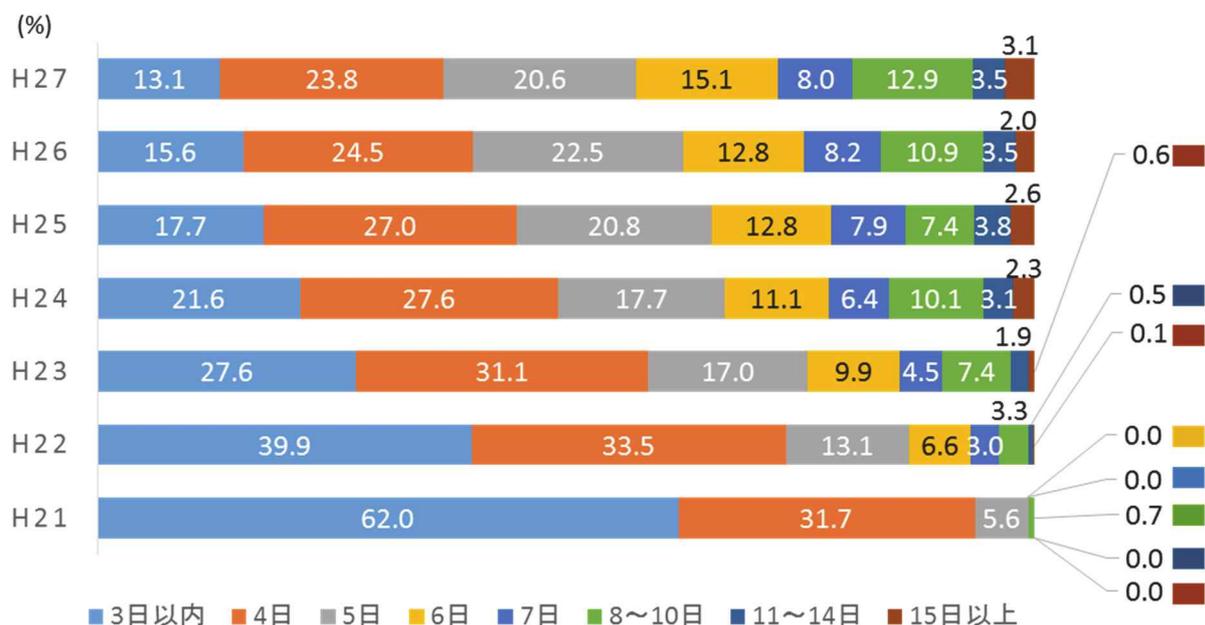
裁判員裁判の平均審理予定日数は、図表2-1のとおり、平成22年には4日程度であったが、平成24年になると5日を超え、平成27年には6日程度となっており、年々増加傾向にある。また、図表2-2のとおり、審理予定日数の割合の推移を見ると、年々、審理予定日数の長い事件の割合が増加している。

平均審理予定日数が増加傾向にある理由としては、裁判員制度施行後、次第に複雑困難な事件が増加したことのほか、裁判員の負担も考え、一日の開廷時間を短縮していること（それだけ審理予定日数を増加させる可能性がある。）や、充実した評議を尽くすという観点から、評議時間が増加していること（審理予定日数には評議に充てる日数も含まれる。）などが考えられる。

図表2-1 平均審理予定日数の推移（日）



図表 2 - 2 審理予定日数の割合の推移 (%)



(2) 仮説の設定

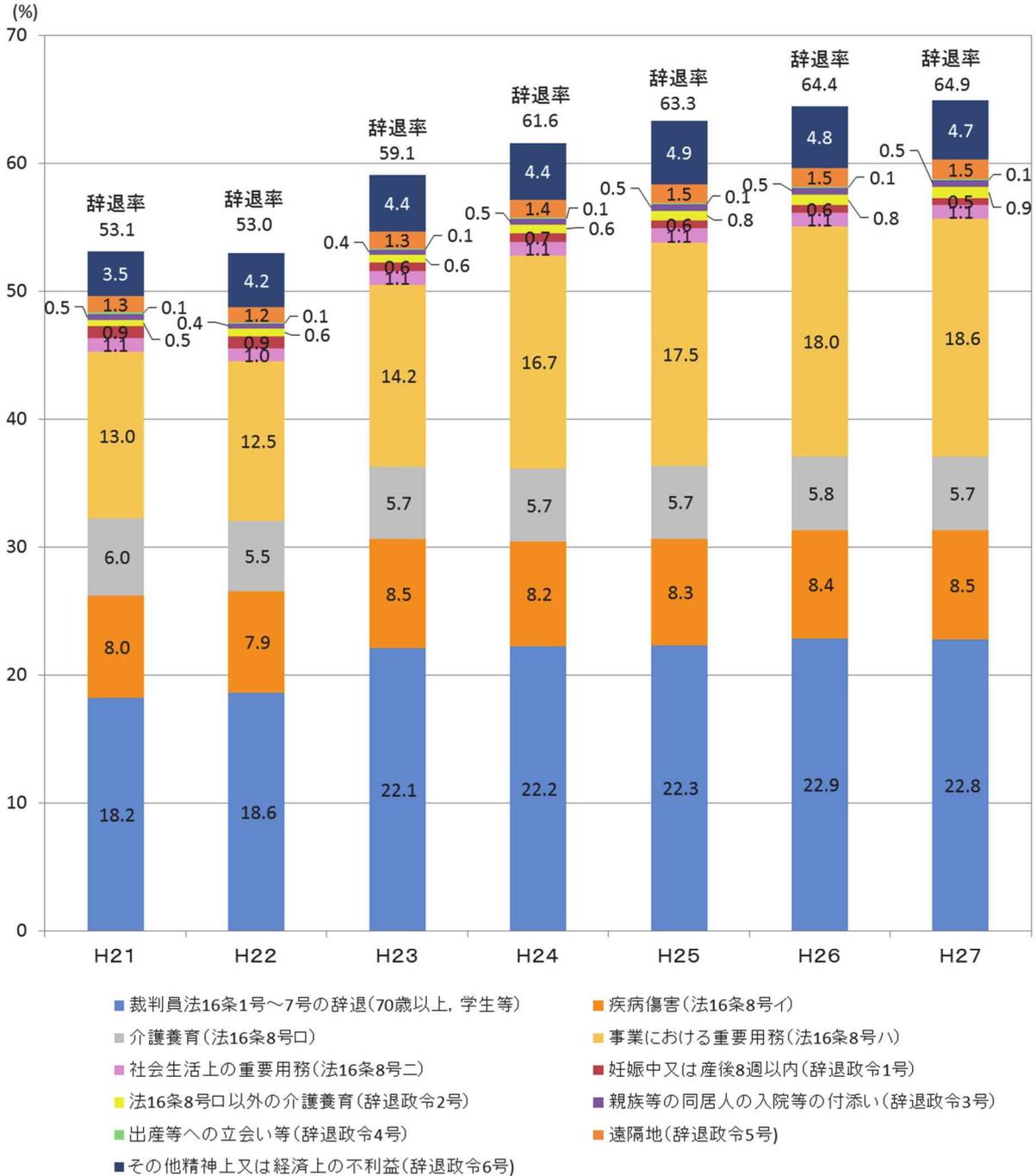
個別の事件で選定された裁判員候補者に送付される「裁判員等選任手続期日のお知らせ」(呼出状)には、具体的な審理予定日が記載されており、審理予定日数が増加すると、参加のために仕事等の予定を調整するのが難しくなりやすいと考えられる。したがって、審理予定日数の増加傾向が辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性が考えられる。

2 雇用情勢の変化

(1) 全選定者に占める「事業における重要用務」を理由とする辞退者の割合の増加

図表 2-3 のグラフは、選定された全裁判員候補者（以下「全選定者」という。）に占める辞退事由ごとの辞退者の割合を色分けして年ごとに積み上げたものである。全選定者に占める各辞退事由の割合の推移を見ると、平成 22 年以降、一貫して「事業における重要用務」（裁判員法 16 条 8 号ハ）を理由とする辞退者の割合が増加している（平成 22 年には 12.5%であったのが、平成 27 年には 18.6%になっている。）。

図表 2 - 3 全選定者に占める辞退事由ごとの辞退者の割合の推移 (%)



(2) 仮説の設定

近年、全雇用者に占める非正規雇用者の割合の増加、人手不足などの雇用情勢の変化があり、これにより仕事を理由とする辞退者や欠席者が増加し、辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性が考えられる。

3 高齢化の進展

(1) 全選定者に占める「裁判員法16条1号ないし7号」を理由とする辞退者の割合の増加

図表2-3（12ページ）の全選定者に占める辞退事由ごとの辞退者の割合の推移を見ると、全選定者に占める「裁判員法16条1号ないし7号」（70歳以上、学生等）を理由とする辞退者の割合が増加している。統計では、裁判員法16条1号ないし7号の総数は把握されているものの、「裁判員法16条1号」（70歳以上）を理由とする辞退者の数については把握されていないが、同条1号ないし7号の各辞退事由のうち「裁判員法16条1号」（70歳以上）がかなりの割合を占めていることが推測される。

(2) 仮説の設定

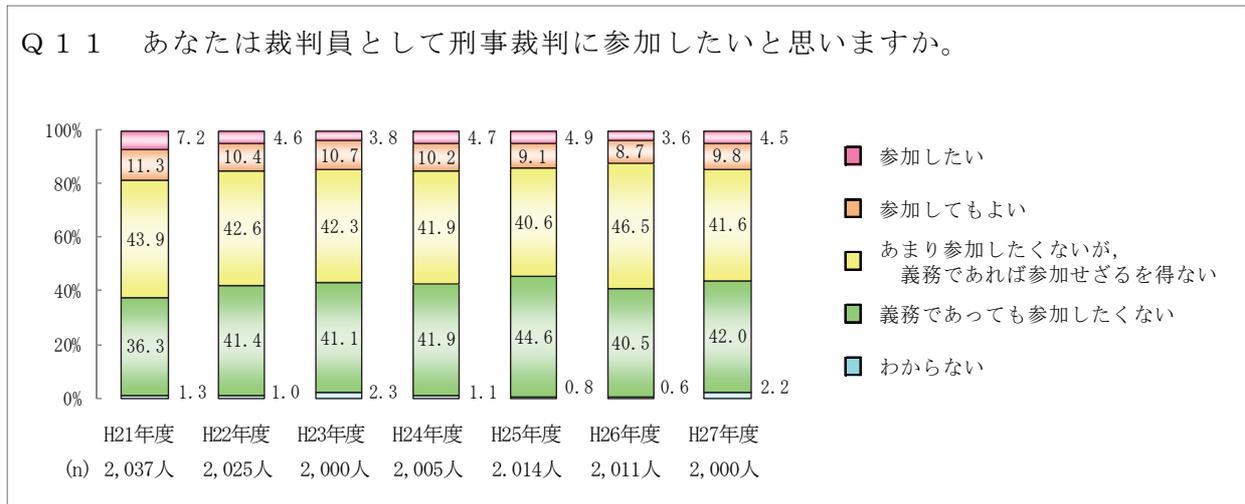
高齢化が進んで全人口に占める70歳以上の者の割合が増加すれば、名簿記載者に占める70歳以上の者の割合も同様に増加するため、70歳以上の者が個別の事件の裁判員候補者に選定される可能性が高まる。70歳以上であることは定型的辞退事由であり、該当者は、辞退の意思を表示しさえすれば直ちに辞退が認められることとなり、結果として辞退率が上昇することになると思われる。そこで、高齢化の進展が辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性が考えられる。

4 裁判員裁判に対する国民の関心の低下

(1) 意識調査の分析

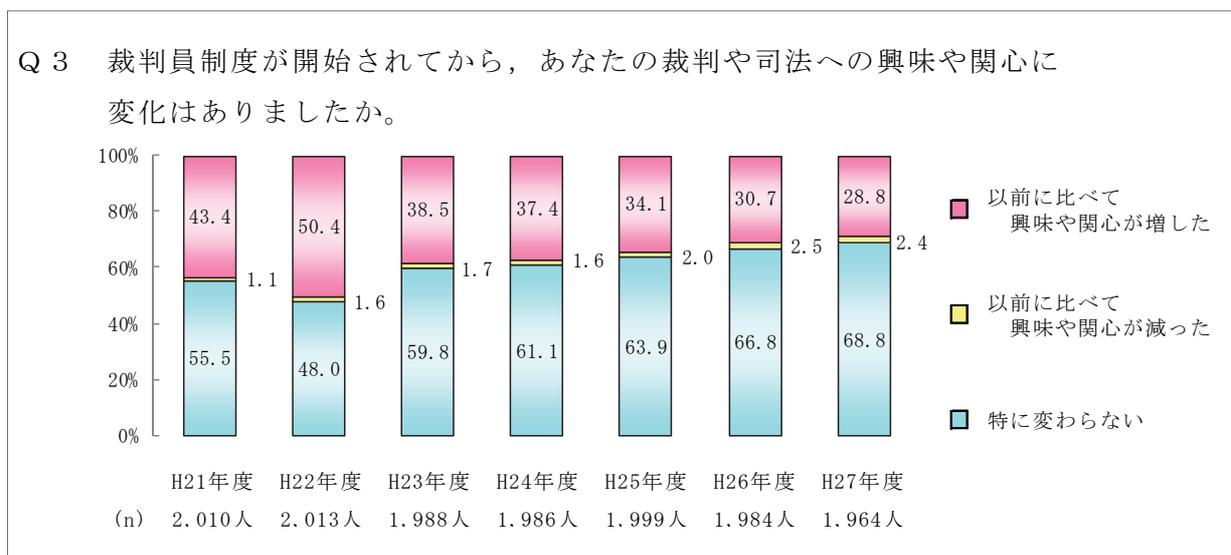
最高裁判所が、毎年一般国民を対象に実施している裁判員制度の運用に関する意識調査のうち、裁判員裁判に対する関心に関するものとして、まず、裁判員裁判への参加意欲を質問するQ11（「あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか。」という質問）がある。この質問に対して「参加したい」、「参加してもよい」と回答した者の推移を見ると、図表2-4のとおり、平成21年には18.5%であったのが平成22年になると15.0%になり、若干減少しているが、その後は、概ね14%から15%で推移しており、目立った変化は見られない。

図表2-4 「裁判員制度の運用に関する意識調査」 裁判員裁判への参加意欲



他方、裁判員制度施行前後における裁判や司法への興味・関心の変化を尋ねるQ3（「裁判員制度が開始されてから、あなたの裁判や司法への興味や関心に変化はありましたか。」という質問）に対する回答の推移を見ると、図表2-5のとおり、「以前に比べて興味や関心が増した」との回答をした割合が年々減少している上、「特に変わらない」と回答した割合が年々増加しており、国民の裁判員裁判に対する関心が年々低下していることがうかがえる。

図表2-5 「裁判員制度の運用に関する意識調査」裁判や司法への興味や関心の変化



(2) 仮説の設定

以上のとおり、意識調査結果によると、参加意欲に目立った変化は見られないが、仮説としては、裁判員裁判に対する関心が低下していることが、参加意欲の低下をもたらし、結果として、辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性が考えられる。

5 名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇

(1) 裁判員候補者名簿記載者数と名簿使用率

裁判員候補者名簿の規模は、裁判員裁判対象事件の取扱状況、呼出しを受けた裁判員候補者の出席状況、辞退の申立てを受けて不選任の決定があった裁判員候補者の数その他の裁判員等の選任状況等を考慮して算定すべきものとされている（裁判員規則11条1項）。裁判員候補者名簿記載者数の累計とその年度別推移は、図表1-2（4ページ）Aイのとおりである。そして、裁判員候補者名簿記載者数（図表1-2 Aイ）を分母とし、個別の事件において選定された裁判員候補者数（図表1-2 Bハ）を分子として計算したのが、「名簿使用率」（図表1-2 Aロ）である。

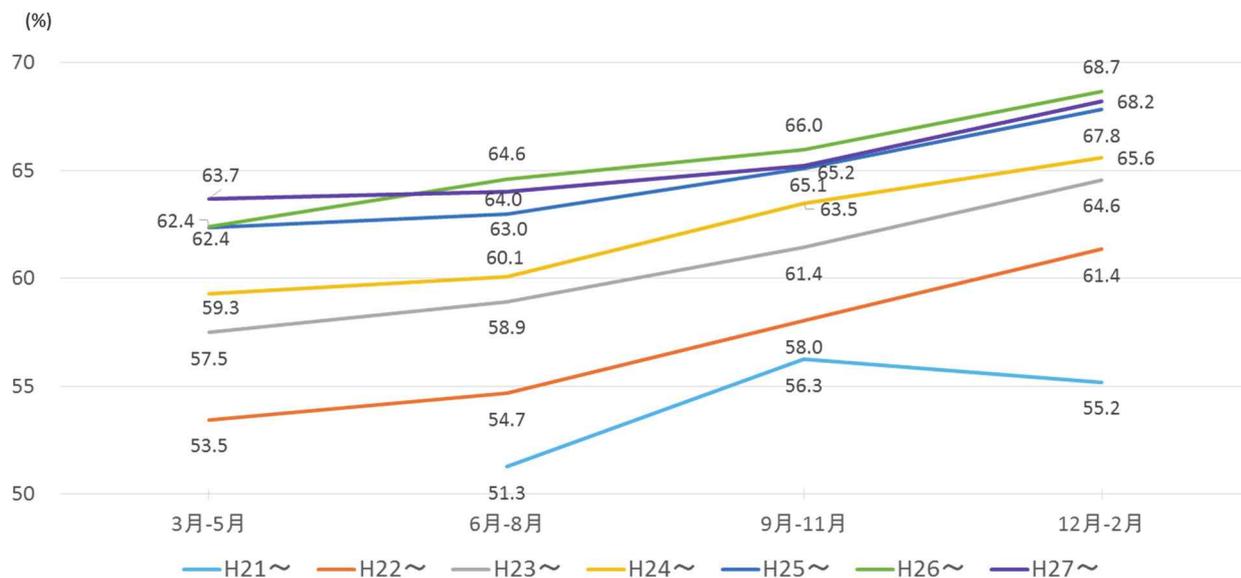
(2) 同一年度内における名簿使用率の上昇に伴う辞退率上昇・出席率低下

同一年度内においては、選任手続期日に出席した裁判員候補者は、辞退が認められない限り、裁判員等に選ばれたか否かにかかわらず名簿から消除される（裁判員法29条3項）。一方、辞退者や欠席者は名簿に残り、別の事件で再び選定されることがある。そのため名簿使用率が上がるにつれ、名簿記載者に占める、過去に辞退や欠席をした人の割合が増えて、辞退率が上昇し、出席率が低下する傾向が見られる。

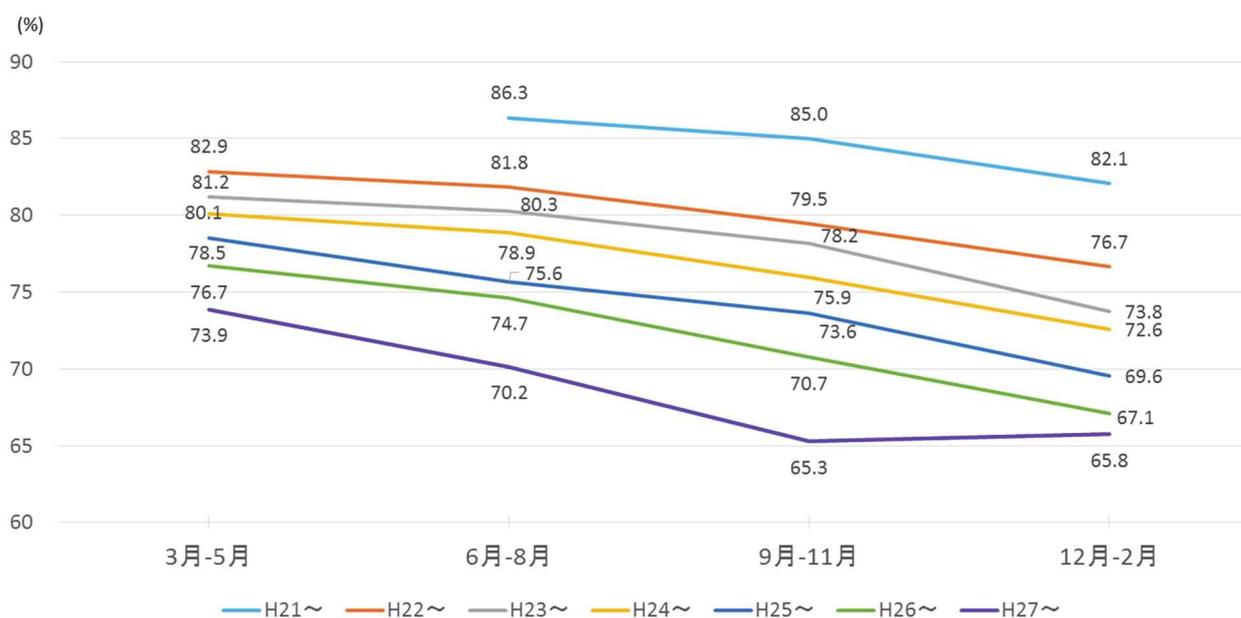
各年の名簿の有効期間は1月1日から12月31日までであるが、実際に裁判員候補者として選定されてから選任手続期日までの間に6～8週間程度の期間があるため（裁判員規則19条参照）、毎年1月や2月に選任手続期日が行われる事件においては、前年度の名簿から裁判員候補者が選定されていることが多い。したがって、当年度の名簿から選定された裁判員候補者が選任手続期日に出席するようになるのは、3月頃からであることが多い。

そこで、3月を始点とし、選任手続期日が行われた月を基準として3か月ごとに集計した辞退率・出席率の傾向（12月～2月部分は次年にまたがる）を示すと、図表2-6及び図表2-7のとおりである。これによると、辞退率については、年間を通じて名簿使用率上昇に伴い上昇傾向を示すこと、出席率については、年間を通じて名簿使用率上昇に伴い下降傾向を示すことがそれぞれ推測される。

図表 2 - 6 年間を通じた辞退率の傾向 (%)



図表 2 - 7 年間を通じた出席率の傾向 (%)



(注) 図表 2 - 6 及び図表 2 - 7 について

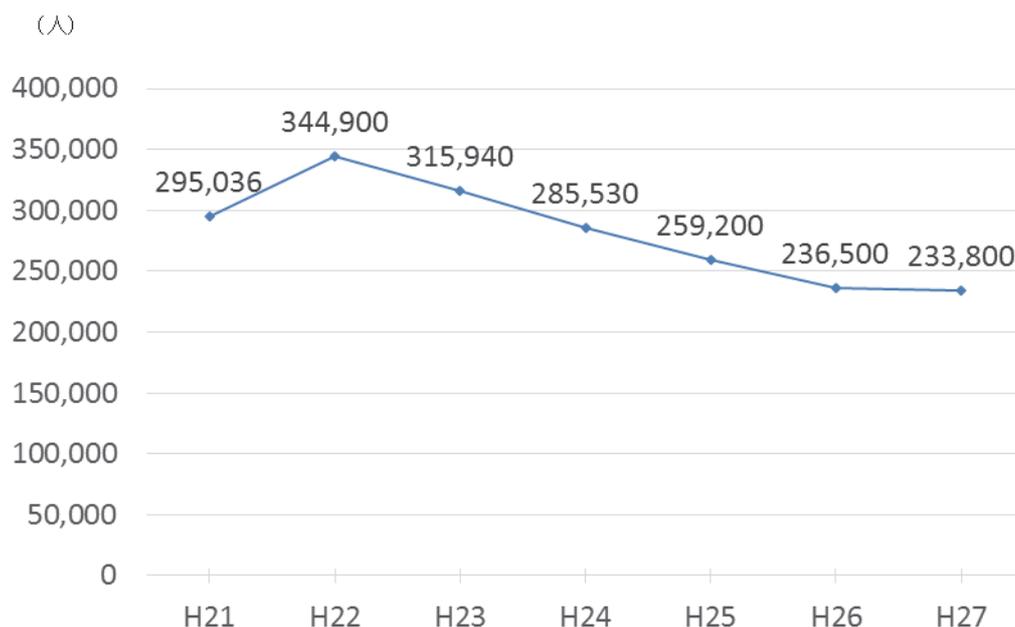
- 1 選任手続期日が行われた月を基準に集計したものである。
- 2 本業務においては、平成 28 年の統計データを用いていないため、平成 27 年の 12 月 - 2 月の数値には、1 月及び 2 月のデータは含まれていない。

(3) 年間名簿使用率の上昇

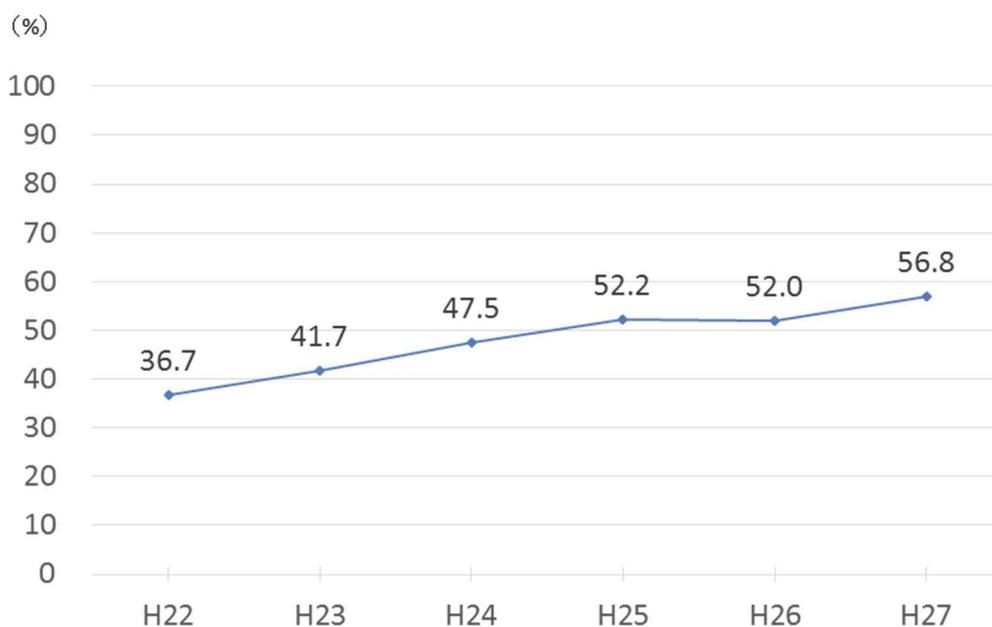
ところで、図表 2-8 及び図表 2-9 のとおり、裁判員候補者名簿の規模（図表 1-2（4 ページ）Aイ）については、平成 22 年以降年々縮小されており、年間名簿使用率（図表 1-2 Aロ）は年々上昇している。近年は、裁判員裁判の実績が蓄積されてきたことから、前記の名簿規模決定の際に考慮すべき要素の予測精度が上がったことや、裁判員裁判対象事件数が減少傾向にあることに加え、裁判員候補者名簿への記載が、調査票の返送をはじめ国民に対し一定の事務上の負担を求めるものであることや、翌年裁判員候補者として呼び出される可能性があるということが心理的な負担感をもたらす可能性があることが考慮されたためであると考えられる。

なお、平成 21 年については、1 月から 7 月までの間は裁判員裁判が実施されていないために、年間名簿使用率が 4.5% と著しく低い。そこで、年間名簿使用率の分析に当たっては、平成 21 年の年間名簿使用率を除外し、平成 22 年から平成 27 年までの年間名簿使用率を対象としたため、図表 2-9 においても平成 21 年の年間名簿使用率は記載していない。

図表 2-8 名簿規模の推移（人）



図表 2 - 9 年間名簿使用率の推移 (%)



(4) 仮説の設定

先に述べたとおり，名簿使用率が高くなるほど辞退率上昇・出席率低下につながりやすいので，名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇が辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性が考えられる。

第3 辞退率上昇・出席率低下の要因に関する分析

1 審理予定日数の増加傾向

(1) 審理予定日数と辞退率・出席率との相関関係の分析

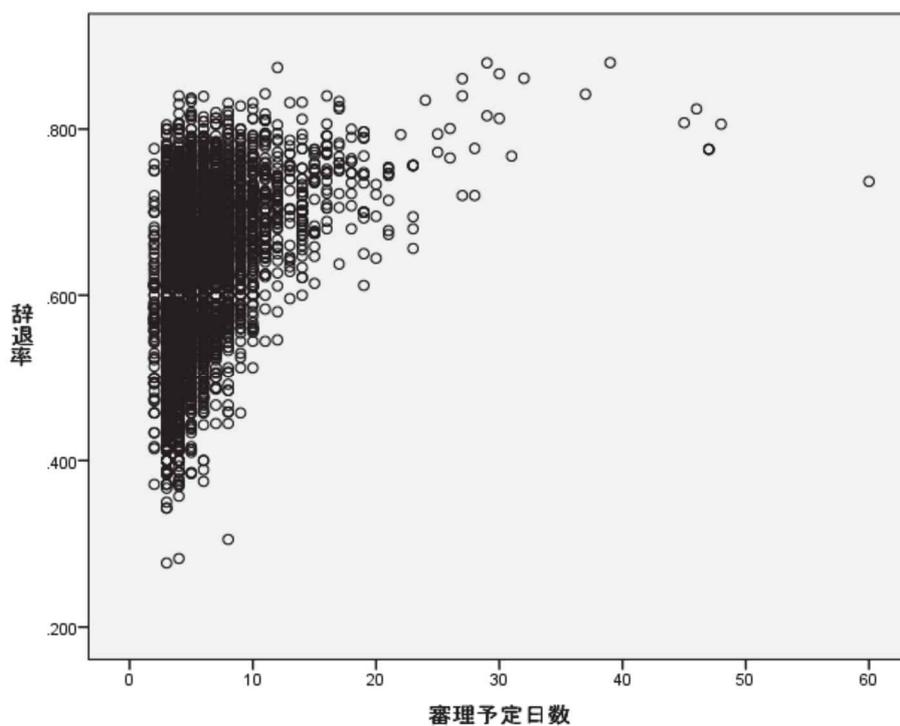
ア 全事件における相関関係の分析

まず、全事件における審理予定日数と辞退率・出席率との相関関係を分析した(図表3-1～図表3-3)。

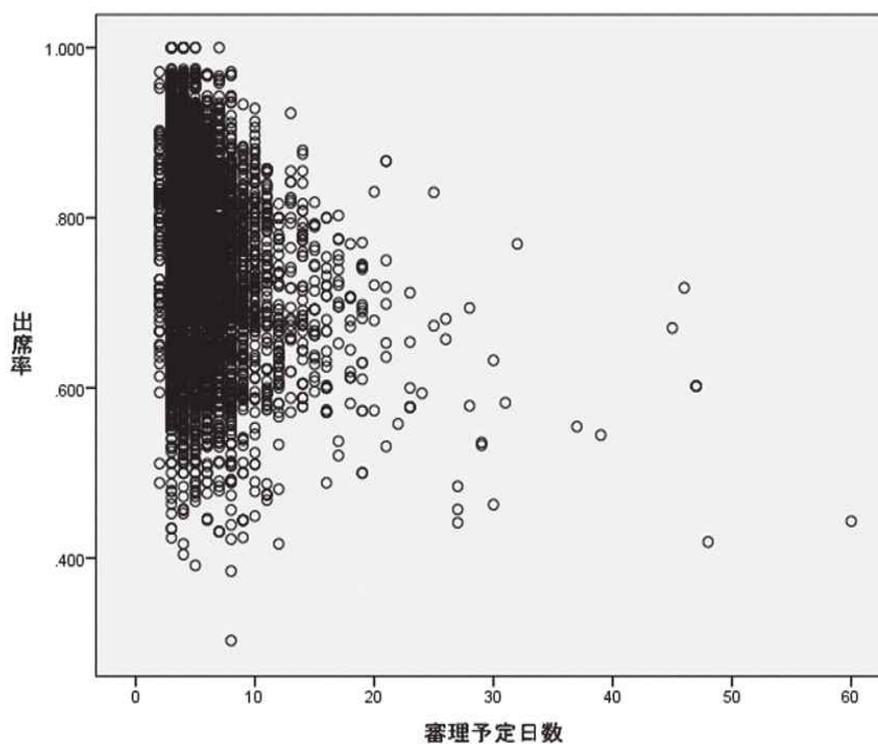
(ア) 辞退率については、弱い正の相関が認められた(相関係数 0.394)。

(イ) 出席率については、弱い負の相関が認められた(相関係数 -0.244)。

図表3-1 審理予定日数と辞退率の散布図



図表 3 - 2 審理予定日数と出席率の散布図



図表 3 - 3 審理予定日数と辞退率・出席率との相関分析

		辞退率	出席率
審理予定日数	Pearson の相関係数	.394**	-.244**
	有意確率	.000	.000
	度数	8444	8444

** .1%水準で有意な相関

凡例 相関係数の評価の考え方

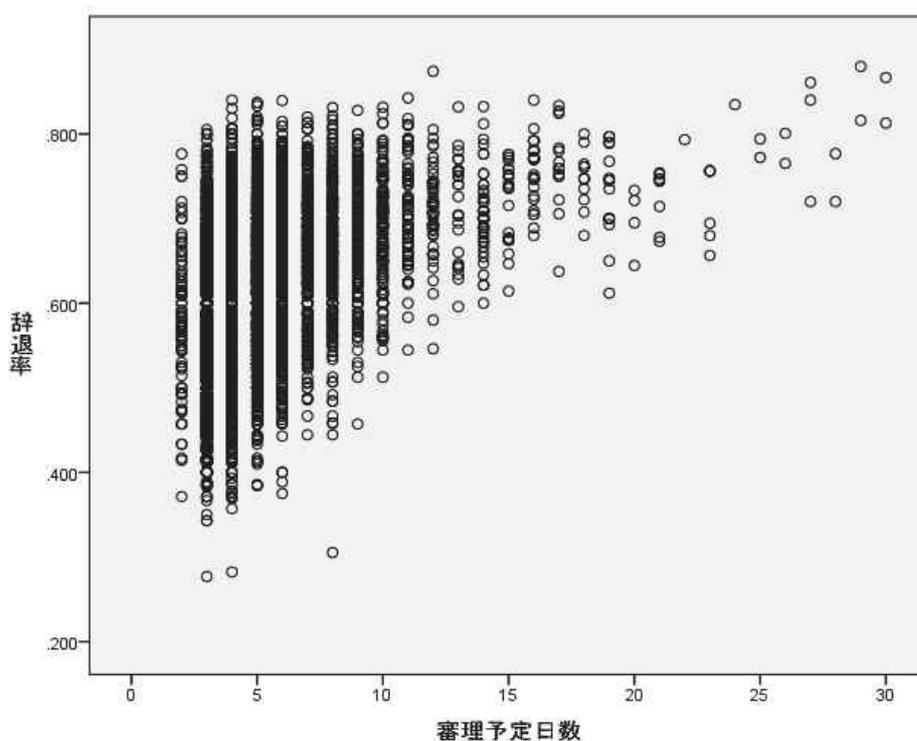
$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

イ 審理予定日数が30日以内の事件における相関関係の分析

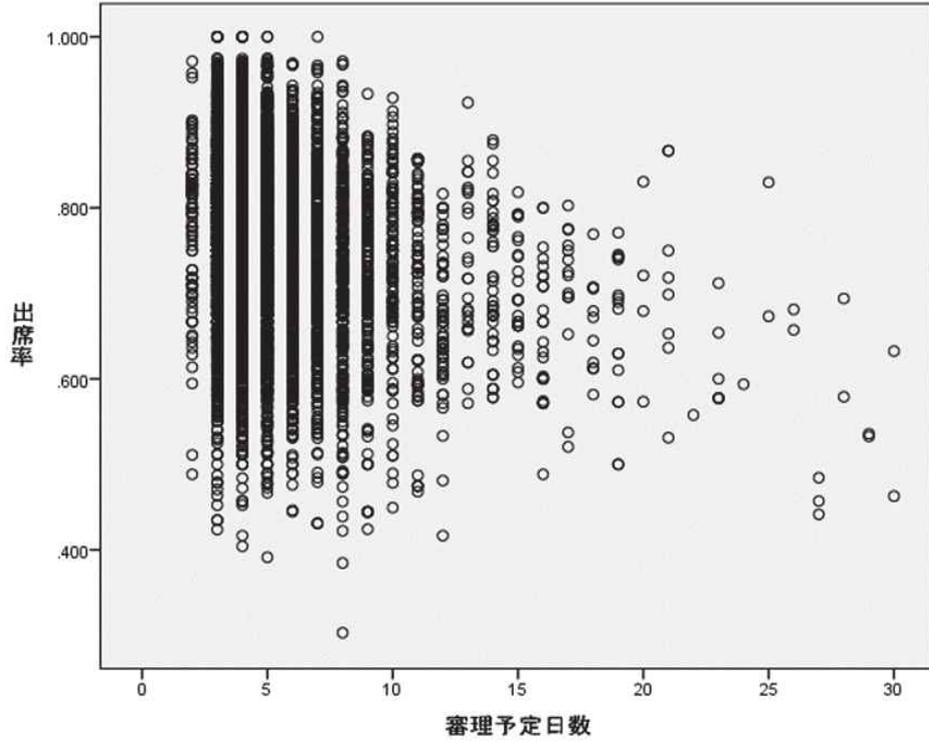
続いて、多くの事件の審理予定日数は1か月以内であり、それを超える期間を要する事件は例外的であることから、例外的な長期事件を除き、大多数の標準的な事件における相関関係を分析するため、審理予定日数が30日以内の事件について、審理予定日数と辞退率・出席率との相関関係を分析した(図表3-4～図表3-6)。

- (ア) 辞退率については、中程度の正の相関が認められた(相関係数 0.406)。
- (イ) 出席率については、弱い負の相関が認められた(相関係数 -0.242)。

図表3-4 審理予定日数が30日以内の事件の審理予定日数と辞退率の散布図



図表 3 - 5 審理予定日数が 30 日以内の事件の審理予定日数と出席率の散布図



図表 3 - 6 審理予定日数が 30 日以内の事件の審理予定日数と辞退率・出席率との相関分析

		辞退率	出席率
審理予定日数	Pearson の相関係数	.406**	-.242**
	有意確率	.000	.000
	度数	8433	8433

** .1%水準で有意な相関

凡例 相関係数の評価の考え方

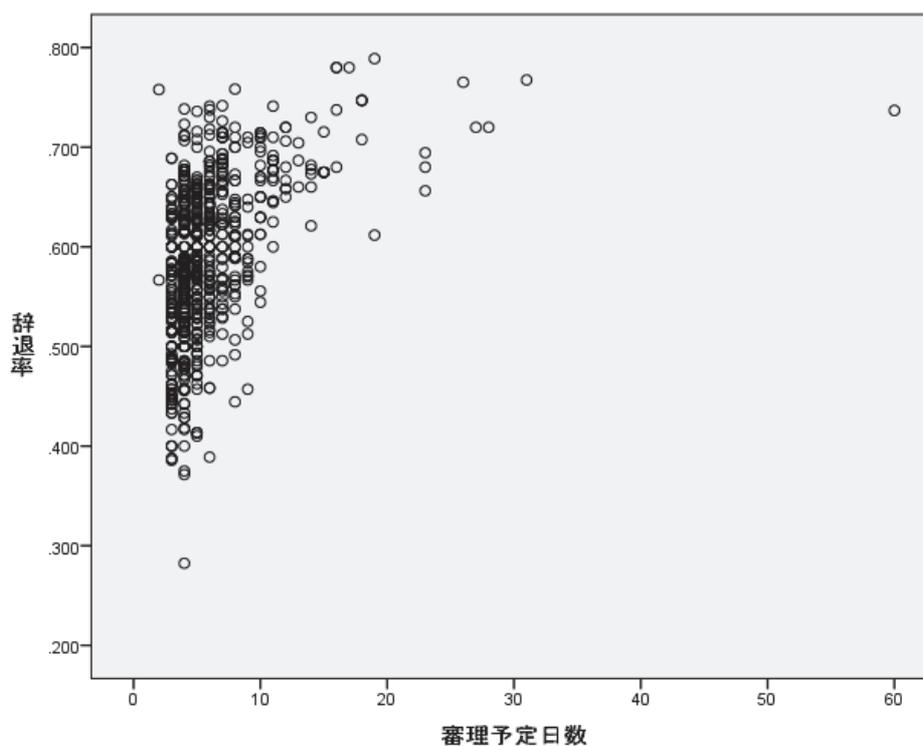
$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

ウ 東京地方裁判所本庁の事件における相関関係の分析

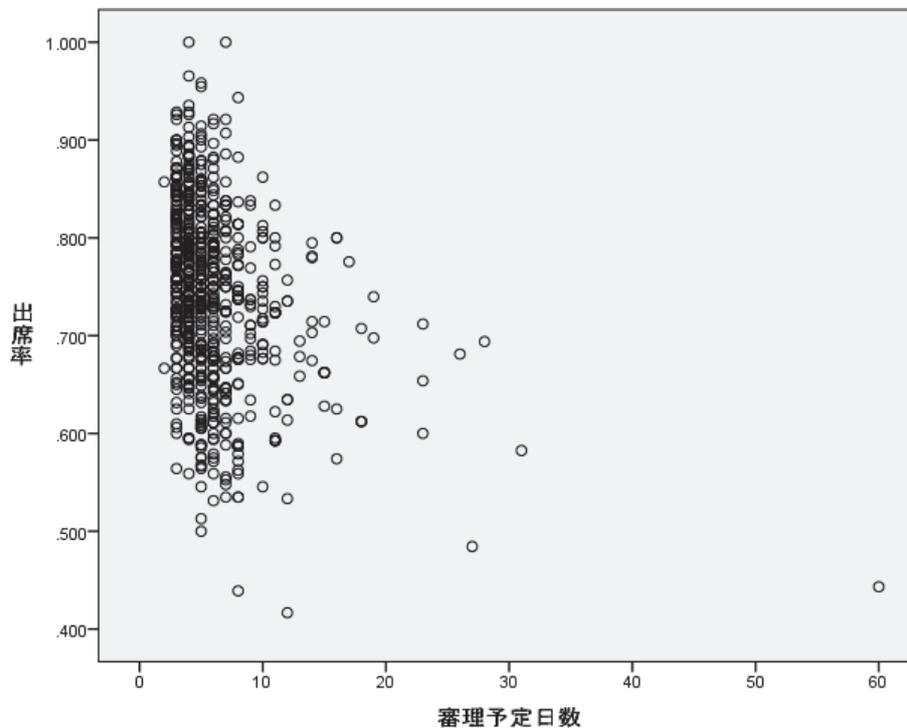
辞退率・出席率については、地理的条件等の庁ごとの特徴が影響している可能性が考えられることから、そのような要素を排除して審理予定日数と辞退率・出席率との相関関係を把握するため、代表的な大規模庁である東京地方裁判所本庁の事件について、審理予定日数と辞退率・出席率との相関関係を分析した（図表 3－7～図表 3－9）。

- (ア) 辞退率については、中程度の正の相関が認められた（相関係数 0.461）。
- (イ) 出席率については、弱い負の相関が認められた（相関係数 -0.310）。

図表 3－7 東京地裁本庁の事件の審理予定日数と辞退率の散布図



図表 3 - 8 東京地裁本庁の事件の審理予定日数と出席率の散布図



図表 3 - 9 東京地裁本庁の事件の審理予定日数と辞退率・出席率との相関分析

		辞退率	出席率
審理予定日数	Pearson の相関係数	.461**	-.310**
	有意確率	.000	.000
	度数	749	749

** .1%水準で有意な相関

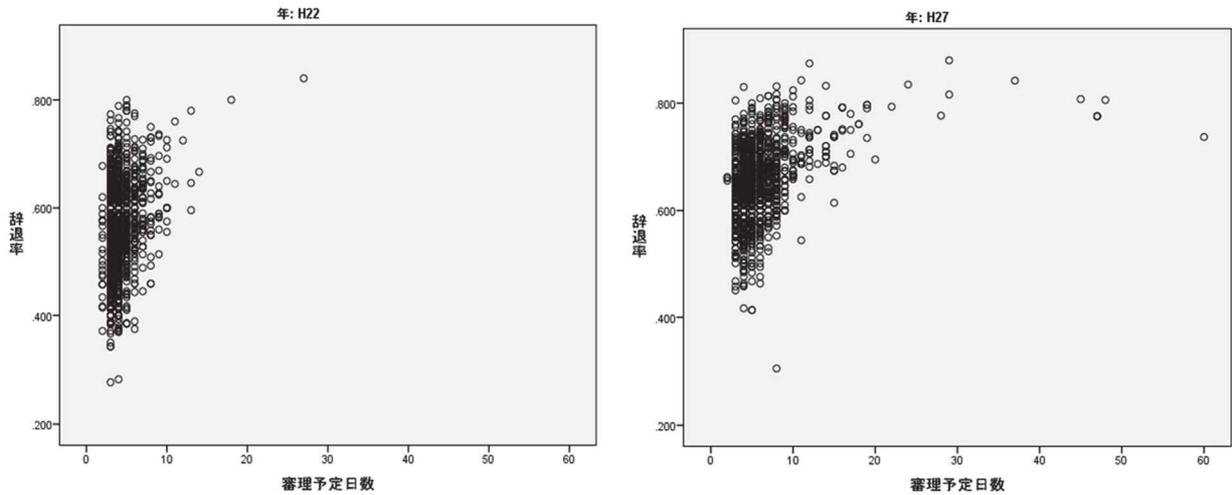
凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

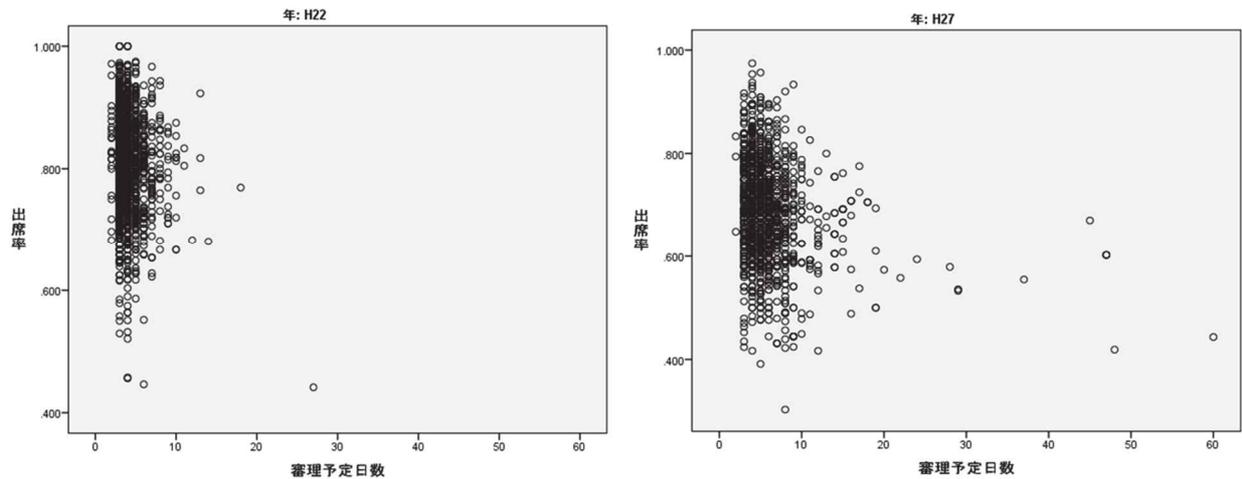
(2) 審理予定日数と辞退率・出席率との相関関係の経年変化

次に、審理予定日数と辞退率・出席率との相関関係の経年変化を見るため、初めて年間を通じて裁判員裁判が実施された平成22年と平成27年について、全事件の審理予定日数と辞退率・出席率の散布図及び相関係数を比較した（図表3-10～図表3-12）。

図表3-10 平成22年と平成27年の審理予定日数と辞退率の散布図



図表3-11 平成22年と平成27年の審理予定日数と出席率の散布図



図表 3 - 1 2 平成 2 2 年と平成 2 7 年の審理予定日数と辞退率・出席率との相関分析

< H22 >

		辞退率	出席率
審理予定日数	Pearson の相関係数	.302**	-.117**
	有意確率	.000	.000
	度数	1506	1506

** .1%水準で有意な相関

< H27 >

		辞退率	出席率
審理予定日数	Pearson の相関係数	.376**	-.217**
	有意確率	.000	.000
	度数	1182	1182

** .1%水準で有意な相関

凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

平成 2 2 年と平成 2 7 年の散布図を比べると、辞退率・出席率の両方とも、平成 2 2 年と平成 2 7 年とで大きな違いは見られない。相関係数を見ても、辞退率については、平成 2 2 年（相関係数 0.302）、平成 2 7 年（相関係数 0.376）ともに弱い正の相関、出席率については、平成 2 2 年（相関係数 -0.117）は、ほとんど相関がなく、平成 2 7 年（相関係数 -0.217）は、弱い負の相関であり、平成 2 7 年の方が若干相関の程度が強いものの、それほどの変化は認められない。

以上のとおり、審理予定日数と辞退率・出席率との相関関係にはそれほどの経年変化は見られない。

(3) 選任手続期日から第1回公判期日までの期間と辞退率・出席率との相関関係の分析

選任手続期日当日に第1回公判期日を行う事件もあれば、日を空けてから第1回公判期日を行う事件もあるところ、選任手続期日から第1回公判期日までの期間の長短によって、辞退率・出席率に影響が出る可能性が考えられる。そこで、選任手続期日から第1回公判期日までの期間と辞退率・出席率との相関関係を分析した（図表3-13）。その結果、選任手続期日から第1回公判期日までの期間と辞退率・出席率との間には、ほとんど相関関係は見られなかった。

図表3-13 選任手続期日から第1回公判期日までの期間と辞退率・出席率との相関分析

	辞退率	出席率
期間(選任手続期日-第1回) Pearson の相関係数	.144**	-.113**
有意確率	.000	.000
度数	8133	8133

** .1%水準で有意な相関

凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

(4) 審理予定日数が同じ事件における審理期間の長短と辞退率・出席率との相関関係の分析

審理予定日数が同じ事件の中でも、連続して審理を行うか、土日を挟んだり、間に審理・評議のない日を入れるかどうかによって第1回公判期日から判決宣告期日までの期間が変わりうる。この期間の長短が辞退率・出席率に影響を与える可能性が考えられる。そこで、審理予定日数が同じ事件の中で、上記期間の長短と辞退率・出席率との相関関係を分析した（図表3-14）。

その結果、審理予定日数が同じ事件の中で第1回公判期日から判決宣告期日までの期間の長短と辞退率・出席率との間には、ほとんど相関関係は見られなかった。

図表3-14 第1回公判期日から判決宣告期日までの期間と辞退率・出席率との相関分析

		辞退率	出席率
期間(第1回-判決宣告)	Pearson の相関係数	.077**	-.077**
	有意確率	.000	.000
	度数	8444	8444

** .1%水準で有意な相関

凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

(5) アンケート調査結果の分析

審理予定日数と裁判員裁判への参加可能性との相関関係を分析するため、今回実施したアンケート調査結果のうち、日を連続して審理する場合の裁判員裁判への最大参加可能日数を尋ねる質問（【問9】）に対する回答結果（図表3-15）を分析する。

回答者は最大参加可能日数以下の日数について参加可能であるとする（例えば、最大参加可能日数が「5日」であると回答した方は、「3日」や「4日」の裁判員裁判にも参加可能であるとする。）と、例えば、審理期間が3日間の場合、74.9%（「3日以内」～「15日以上」の回答者割合の合計）が参加可能であり、審理期間が5日間の場合、20.8%（「5日」～「15日以上」の回答者割合の合計）が参加可能であり、審理期間が7日間の場合、11.1%（「7日」～「15日以上」の回答者割合の合計）が参加可能となっている。このように、審理期間が増えるほど参加可能と回答した者の割合は減少する傾向が見られる。

図表3-15 日を連続して審理する場合の裁判員裁判への最大参加可能日数

【問9】裁判員裁判では、事件の内容にもよりますが、日を連続して審理を行う場合と、間に審理を入れない日（休廷日）を設ける場合（週に3～4日ずつの審理）があります。日を連続して審理する場合、最大何日間まで参加することが可能ですか。

	n	%
全 体	5,000	100.0
3日以内	2,475	49.5
4日	228	4.6
5日	423	8.5
6日	61	1.2
7日	180	3.6
8日～10日	67	1.3
11日～14日	24	0.5
15日以上	283	5.7
1日も参加できない	1,259	25.2

2 雇用情勢の変化

(1) 辞退事由の変化の分析

ア 辞退率との関係の分析

まず、辞退率との相関関係を分析するため、全辞退者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関関係を見ると（図表3-16）、後述するように（3(1)ア）、「裁判員法16条1号ないし7号」を理由とする辞退者数（表中の「その他」）との相関が最も強い（相関係数0.910）。しかし、これと同程度に、「事業における重要用務」（裁判員法16条8号ハ）を理由とする辞退者数との相関も強い（2番目に強い）ことが認められる（相関係数0.901）。ここからは、「事業における重要用務」を理由とする辞退者の増加が全体の辞退者数を押し上げる傾向、すなわち、「事業における重要用務」を理由とする辞退者の増加が辞退率の上昇につながっていることが統計上うかがえた。

図表 3 - 1 6 全辞退者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関分析

	疾病	介護	事業	社会	1号(妊娠中)
辞退が認められた裁判員候補者の総数	Pearson の相関係数 .721**	.734**	.901**	.366**	.121**
	有意確率 .000	.000	.000	.000	.000
	度数 8444	8444	8444	8444	8444
	2号(介護・養育) 3号(配偶者等の付添) 4号(出産付添) 5号(遠隔地) 6号(精神・経済)				
	Pearson の相関係数 .349**	.295**	.104**	.532**	.470**
	有意確率 .000	.000	.000	.000	.000
	度数 8444	8444	8444	8444	8444
	その他				
	Pearson の相関係数 .910**				
	有意確率 .000				
	度数 8444				

** .1%水準で有意な相関

※ 相関表中の記載と各辞退事由との対応関係は下表のとおり

相関表中の記載	辞退事由
疾病	疾病傷害（裁判員法 1 6 条 8 号イ）
介護	介護養育（裁判員法 1 6 条 8 号ロ）
事業	事業における重要用務（裁判員法 1 6 条 8 号ハ）
社会	社会生活上の重要用務（裁判員法 1 6 条 8 号ニ）
1号（妊娠中）	妊娠中又は産後 8 週以内（辞退政令 1 号）
2号（介護・養育）	裁判員法 1 6 条 8 号ロ以外の介護養育（辞退政令 2 号）
3号（配偶者等の付添）	親族等の同居人の入院等の付添い（辞退政令 3 号）
4号（出産付添）	出産等への立会い等（辞退政令 4 号）
5号（遠隔地）	遠隔地（辞退政令 5 号）
6号（精神・経済）	その他精神上又は経済上の不利益（辞退政令 6 号）
その他	裁判員法 1 6 条 1 号～ 7 号の辞退（7 0 歳以上，学生等）

凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

イ 出席率との関係の分析

続いて、出席率との相関関係を分析するため、選任手続期日に出席した裁判員候補者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関関係を見ると（図表 3－17）、いずれの辞退事由についても、ほとんど相関関係は見られなかった。

図表 3 - 1 7 選任手続期日に出席した裁判員候補者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関分析

		疾病	介護	事業	社会	1号(妊娠中)
選任手続期日の出席者数	Pearson の相関係数	-.037**	-.040**	-.072**	-.010	.022*
	有意確率	.002	.001	.000	.392	.041
	度数	8444	8444	8444	8444	8444
		2号(介護・養育)	3号(配偶者等の付添)	4号(出産付添)	5号(遠隔地)	6号(精神・経済)
	Pearson の相関係数	-.041**	-.020	-.007	-.038**	-.027*
	有意確率	.000	.077	.545	.001	.019
	度数	8444	8444	8444	8444	8444
		その他				
	Pearson の相関係数	-.049**				
	有意確率	.000				
	度数	8444				

** . 1%水準で有意な相関

* . 5%水準で有意な相関

※ 相関表中の記載と各辞退事由との対応関係は下表のとおり

相関表中の記載	辞退事由
疾病	疾病傷害（裁判員法 1 6 条 8 号イ）
介護	介護養育（裁判員法 1 6 条 8 号ロ）
事業	事業における重要用務（裁判員法 1 6 条 8 号ハ）
社会	社会生活上の重要用務（裁判員法 1 6 条 8 号ニ）
1号（妊娠中）	妊娠中又は産後 8 週以内（辞退政令 1 号）
2号（介護・養育）	裁判員法 1 6 条 8 号ロ以外の介護養育（辞退政令 2 号）
3号（配偶者等の付添）	親族等の同居人の入院等の付添い（辞退政令 3 号）
4号（出産付添）	出産等への立会い等（辞退政令 4 号）
5号（遠隔地）	遠隔地（辞退政令 5 号）
6号（精神・経済）	その他精神上又は経済上の不利益（辞退政令 6 号）
その他	裁判員法 1 6 条 1 号～ 7 号の辞退（7 0 歳以上，学生等）

凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

(2) マクロ指標データの分析

社会情勢の変化と辞退率・出席率との相関関係を分析するため、平成21年から平成27年までのマクロ指標データ（社会・経済状況を表す各種の統計資料）と辞退率・出席率との相関関係を分析したところ、図表3-18に挙げた指標で強い相関が見られた。このうち、辞退率・出席率のいずれについても相関係数が0.9以上となった次の指標について分析を試みる。

- ・ 完全失業率
- ・ 出生率
- ・ 死亡率
- ・ 自殺者数
- ・ 年少人口
- ・ 生産年齢人口
- ・ 老年人口（65歳以上）
- ・ 老年人口（65歳以上のうち、75歳以上）
- ・ 非正規の職員・従業員
- ・ 犯罪の認知件数

図表3-18 マクロ指標データと辞退率・出席率との相関分析

		辞退率	出席率
完全失業率（%）	Pearson の相関係数	-.978**	.976**
出生率（人口千対）	Pearson の相関係数	-.974**	.953**
合計特殊出生率	Pearson の相関係数	.883**	-.962**
死亡率（人口千対）	Pearson の相関係数	.935**	-.944**
自殺者数	Pearson の相関係数	-.961**	.984**
年少人口（0～14歳）	Pearson の相関係数	-.922**	.989**
生産年齢人口（15～64歳）	Pearson の相関係数	-.914**	.967**
老年人口（65歳以上）	Pearson の相関係数	.932**	-.976**
老年人口（65歳以上のうち、75歳以上）	Pearson の相関係数	.975**	-.990**
雇用者（役員を除く）総計（万人）	Pearson の相関係数	.877**	-.964**
正規の職員・従業員（万人）	Pearson の相関係数	-.958**	.896**
非正規の職員・従業員（万人）	Pearson の相関係数	.948**	-.972**
犯罪の認知件数	Pearson の相関係数	-.963**	.997**
年間平均収入（千円）	Pearson の相関係数	.784*	-.827*
有給休暇1人平均付与日数	Pearson の相関係数	.887**	-.830*
（参考）有給休暇1人平均取得日数	Pearson の相関係数	.709	-.638
総実労働時間数（時間）（5人以上・一般労働者）	Pearson の相関係数	.773*	-.788*
実質賃金指数（現金給与総額）（5人以上・一般労働者）	Pearson の相関係数	-.732	.820*

**：1%水準で有意な相関

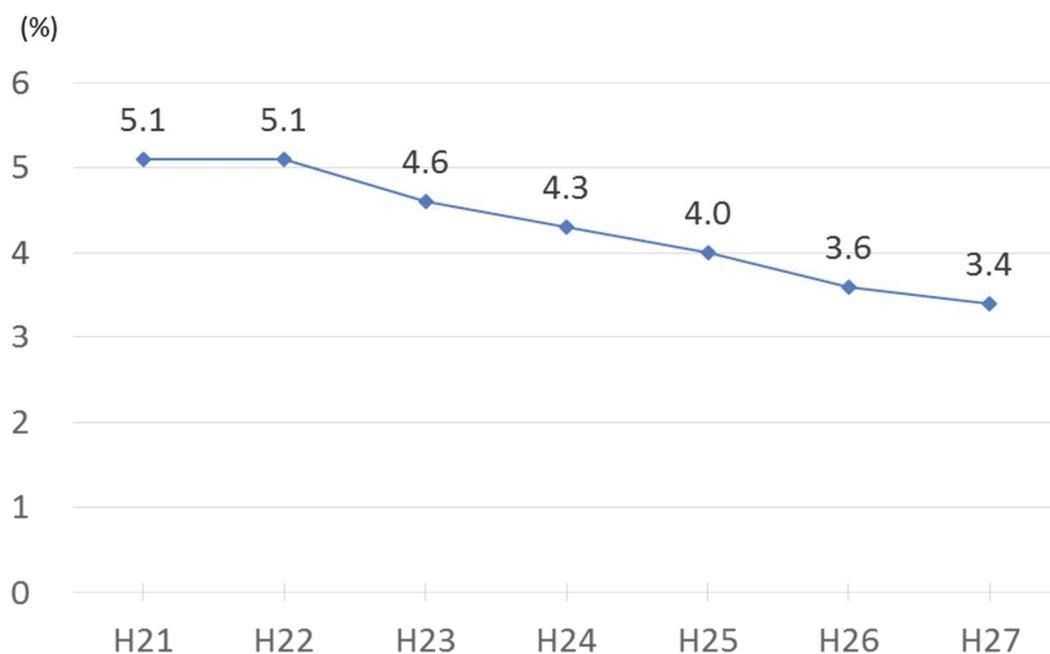
*：5%水準で有意な相関

出典：巻末資料編参照

ア 「完全失業率」・「非正規の職員・従業員」

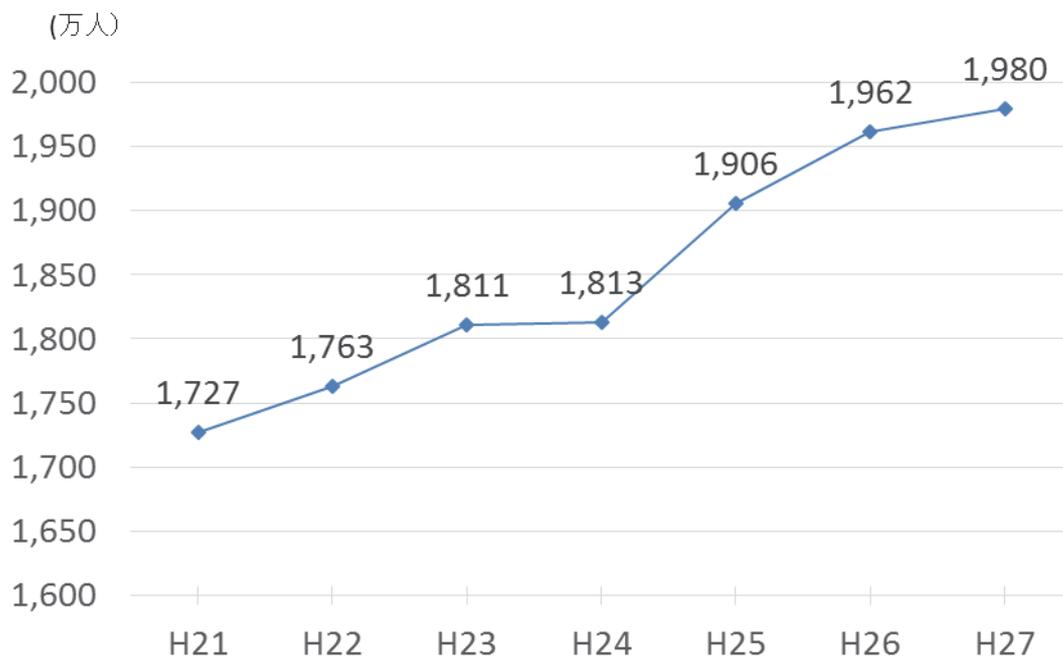
図表3-19及び図表3-20のとおり，完全失業率は減少傾向にあり，非正規の職員・従業員数は増加傾向にある。そして，辞退率との関係で，完全失業率と負の相関，非正規の職員・従業員数と正の相関が見られたことは，人手不足からくる繁忙度の増加や非正規雇用の増加等の雇用情勢の変化が辞退率上昇に寄与している可能性をうかがわせるものである。また，これらの指標は，出席率とも強い相関を示しており，人手不足，非正規雇用の増加等の雇用情勢の変化が出席率低下に寄与している可能性をうかがわせる。

図表3-19 完全失業率の推移（％）



出典：総務省統計局「労働力調査」

図表 3 - 2 0 非正規の職員・従業員の推移（万人）



出典：総務省統計局「労働力調査」

イ 「老年人口」・「生産年齢人口」

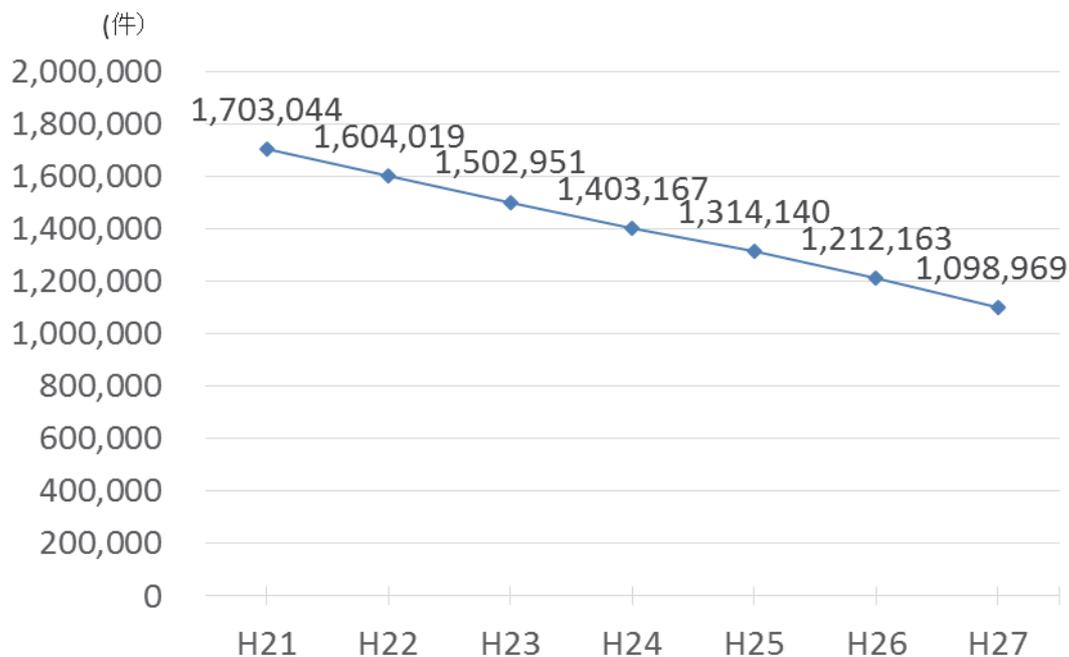
これらについては、後記 3 の高齢化の進展の仮説の分析において検証する。

ウ その他の指標（「犯罪認知件数」・「出生率」・「死亡率」・「自殺者数」・「年少人口」） について

雇用情勢の変化とは関係しないが、そのほかの辞退率・出席率のいずれについても相関係数が0.9以上となった指標についても、便宜上ここで検討を加えることとする。

まず、犯罪認知件数については、図表3-21のとおり、減少傾向にあるところ、犯罪認知件数と辞退率・出席率との相関関係については、仮説として、犯罪認知件数が減少したことにより、体感治安が改善し、結果として刑事裁判に関する国民の関心の低下につながり、ひいては裁判員裁判に対する国民の関心の低下を招いているというものが考えられる。

図表3-21 犯罪認知件数の推移（件）



出典：警察庁「平成26，27年の犯罪情勢」

しかし、今回実施したアンケート調査における体感治安の変化を尋ねる質問（【問13】）に対する回答を見ると、図表3-22のとおり、体感治安については「どちらともいえない」と回答した割合が最も多く、「良くなっている」・「やや良くなっている」と回答した割合よりも、「やや悪化している」「悪化している」と回答した割合の方が多かった。犯罪認知件数が減っているにもかかわらず、体感治安が悪化しているという結果となっており、前記仮説を裏付ける結果は得られなかった。

図表3-22 体感治安の変化

【問13】5年前と比べて、治安はどのようになっていると感じますか。

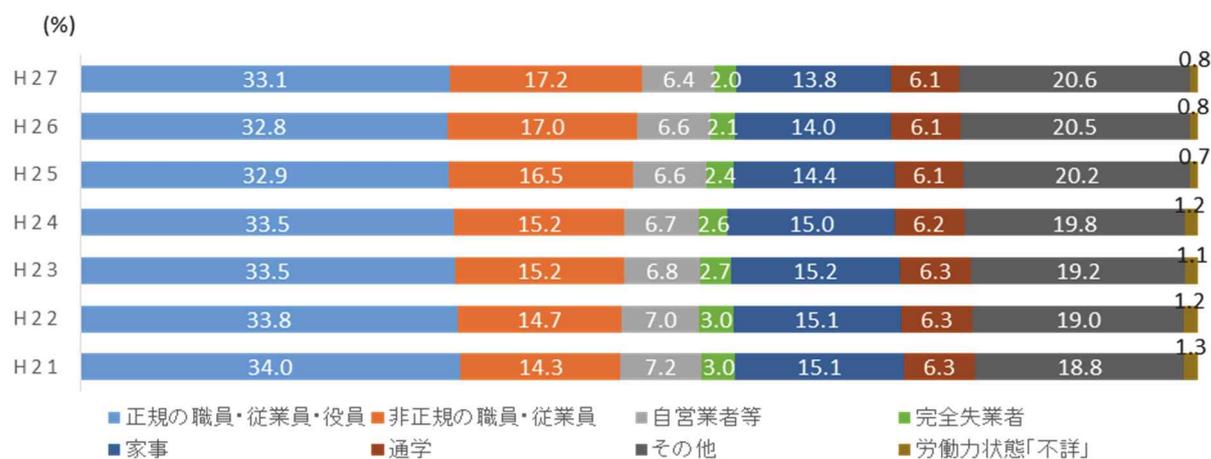
	n	%
全 体	5,000	100.0
良くなっている	125	2.5
やや良くなっている	359	7.2
どちらともいえない	2,754	55.1
やや悪化している	1,251	25.0
悪化している	511	10.2

そのほかの「出生率」・「死亡率」・「自殺者数」・「年少人口」については、相関関係は見られるものの、辞退率・出席率の変化との因果関係を説明し得る仮説を設定することが難しいので、分析の対象としない。

(3) 人口構成割合の推移の分析

続いて、平成21年から平成27年の雇用形態別推移を見ると(図表3-23)、「完全失業者」の割合が減少傾向にあることや、「非正規の職員・従業員」の割合が増加傾向にあることが分かる。このように、人口構成割合の面からも、人手不足からくる繁忙度の増加や非正規雇用者の増加等の雇用情勢の変化がうかがえる。

図表3-23 労働力調査 雇用形態別推移 (%)



出典：総務省統計局「労働力調査」

(4) アンケート調査結果の分析

ア 職業別の参加意欲・参加可能性の分析

雇用形態と裁判員裁判への参加意欲・参加可能性との相関関係を分析するため、裁判員裁判への参加意欲【問4】及び参加可能性【問6】に関する質問についてのアンケート調査結果を、職業別【問14】にクロス集計した（図表3-24及び図表3-25）。

その結果、参加意欲・参加可能性のいずれについても、「正規の職員・従業員」や「会社役員」よりも、「労働者派遣事業所の派遣社員」「パート・アルバイト」の方が、「参加したい」「参加してもよい」（参加意欲）、「参加する」「参加できる可能性が高い」（参加可能性）と回答した割合がやや少ない傾向が見られた。この結果は、正規雇用者等よりも非正規雇用者の方が、参加することが難しいことをうかがわせるものである。

図表3-24 職業別の裁判員裁判への参加意欲

【問4】 個人の気持ちとして、裁判員裁判に参加したいと思いますか。（横軸）

【問14】 あなたの職業、お立場等を教えてください。（縦軸）

	全体 (n)	参加した い	参加して もよい	どちらと もいえな い	あまり参 加したく ない	参加した くない
全 体	5,000	8.0%	16.4%	17.9%	22.7%	34.9%
正規の職員・従業員	1,989	11.4%	20.4%	19.5%	20.0%	28.8%
労働者派遣事業所 の派遣社員	102	5.9%	18.6%	19.6%	22.5%	33.3%
パート・アルバイト (契約社員・嘱託社 員を含む。)	924	5.1%	13.5%	17.0%	26.6%	37.8%
会社役員	118	13.6%	16.9%	22.9%	12.7%	33.9%
自営業・自由業	435	6.0%	15.4%	17.5%	22.1%	39.1%
家事	718	3.8%	12.0%	17.4%	27.0%	39.8%
通学	102	16.7%	20.6%	13.7%	20.6%	28.4%
無職	569	5.8%	12.5%	14.1%	23.0%	44.6%
その他	43	7.0%	14.0%	25.6%	27.9%	25.6%

凡例  : 行（横方向）の最大値  : 行（横方向）で2番目に大きい値

図表 3 - 2 5 職業別の裁判員裁判への参加可能性

【問 6】 実際に裁判員候補者として通知が来た場合、参加する（できる）かどうかお答えください。（横軸）

【問 1 4】 あなたの職業、お立場等を教えてください。（縦軸）

	全体 (n)	参加する	参加できる可能性が高い	どちらともいえない	参加できない可能性が高い	参加できない
全 体	5,000	12.6%	22.1%	29.4%	17.0%	18.8%
正規の職員・従業員	1,989	16.1%	24.1%	29.2%	15.8%	14.8%
労働者派遣事業所の派遣社員	102	9.8%	24.5%	31.4%	20.6%	13.7%
パート・アルバイト (契約社員・嘱託社員を含む。)	924	9.5%	20.0%	31.5%	18.6%	20.3%
会社役員	118	23.7%	18.6%	22.9%	14.4%	20.3%
自営業・自由業	435	11.3%	21.8%	25.1%	15.6%	26.2%
家事	718	7.4%	20.8%	31.3%	19.9%	20.6%
通学	102	12.7%	24.5%	30.4%	19.6%	12.7%
無職	569	11.2%	21.1%	28.5%	15.5%	23.7%
その他	43	16.3%	16.3%	30.2%	18.6%	18.6%

凡例 : 行（横方向）の最大値 : 行（横方向）で 2 番目に大きい値

イ 主観的な忙しさの変化と参加意欲・参加可能性との関係の分析

また、繁忙度の増加と辞退率・出席率との相関関係を分析するため、主観的な忙しさの変化について尋ねる質問（【問20】）と裁判员裁判への参加意欲【問4】及び参加可能性【問6】のクロス集計を実施した（図表3-26及び図表3-27）。

その結果、参加意欲・参加可能性のいずれについても、主観的な忙しさの変化との間に、一定の関係性は見られなかった。

図表3-26 主観的な忙しさの変化と裁判员裁判への参加意欲

【問4】 個人の気持ちとして、裁判员裁判に参加したいと思いますか。（横軸）

【問20】 忙しさの変化について、お伺いします。5年前と比べて、一日の仕事（家事）時間（実労働時間）は長くなりましたか。（縦軸）

	全体 (n)	参加した い	参加して もよい	どちらと もいえな い	あまり参 加したく ない	参加した くない
全 体	4,286	8.1%	16.8%	18.5%	22.7%	33.9%
かなり長くなった	497	10.1%	12.3%	12.7%	23.1%	41.9%
やや長くなった	743	8.7%	19.7%	19.9%	23.1%	28.5%
あまり変わらない	1,963	7.3%	15.5%	20.3%	21.3%	35.6%
やや短くなった	543	7.0%	20.8%	16.0%	26.9%	29.3%
かなり短くなった	324	11.4%	15.1%	16.4%	21.6%	35.5%
5年前は仕事（家事） をしていなかった	216	6.9%	22.2%	19.9%	23.1%	27.8%

凡例  : 行（横方向）の最大値  : 行（横方向）で2番目に大きい値

図表 3-27 主観的な忙しさの変化と裁判員裁判への参加可能性

【問6】 実際に裁判員候補者として通知が来た場合、参加する（できる）かどうかお答えください。（横軸）

【問20】 忙しさの変化について、お伺いします。5年前と比べて、一日の仕事（家事）時間（実労働時間）は長くなりましたか。（縦軸）

	全体 (n)	参加する	参加できる可能性が高い	どちらともいえない	参加できない可能性が高い	参加できない
全体	4,286	12.8%	22.3%	29.5%	17.1%	18.3%
かなり長くなった	497	13.1%	16.7%	21.7%	21.9%	26.6%
やや長くなった	743	13.5%	20.2%	31.8%	19.1%	15.5%
あまり変わらない	1,963	11.8%	22.9%	30.5%	15.6%	19.2%
やや短くなった	543	13.4%	26.3%	30.9%	17.7%	11.6%
かなり短くなった	324	17.6%	22.2%	27.8%	13.6%	18.8%
5年前は仕事（家事）をしていなかった	216	10.2%	26.4%	30.1%	17.1%	16.2%

凡例  : 行（横方向）の最大値  : 行（横方向）で2番目に大きい値

3 高齢化の進展

(1) 辞退事由の変化の分析

ア 辞退率との関係の分析

前記 2 (1)アと同様に、辞退率との相関関係を分析するため、全辞退者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関関係を見ると（図表 3 - 2 8）、「裁判員法 1 6 条 1 号ないし 7 号」を理由とする辞退者数（表中の「その他」）との相関係数が 0. 9 1 0 と最も高く、強い相関が認められ、同事由を理由とする辞退者の増加が辞退率の上昇につながっていることが統計上うかがえた。

図表 3 - 2 8 全辞退者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関分析（図表 3 - 1 6 再掲）

	疾病	介護	事業	社会	1号(妊娠中)
辞退が認められた裁判員候補者の総数	Pearson の相関係数 .721**	.734**	.901**	.366**	.121**
	有意確率 .000	.000	.000	.000	.000
	度数 8444	8444	8444	8444	8444
	2号(介護・養育) 3号(配偶者等の付添) 4号(出産付添) 5号(遠隔地) 6号(精神・経済)				
	Pearson の相関係数 .349**	.295**	.104**	.532**	.470**
	有意確率 .000	.000	.000	.000	.000
	度数 8444	8444	8444	8444	8444
	その他				
	Pearson の相関係数 .910**				
	有意確率 .000				
	度数 8444				

** .1%水準で有意な相関

※ 相関表中の記載と各辞退事由との対応関係は下表のとおり

相関表中の記載	辞退事由
疾病	疾病傷害（裁判員法 1 6 条 8 号イ）
介護	介護養育（裁判員法 1 6 条 8 号ロ）
事業	事業における重要用務（裁判員法 1 6 条 8 号ハ）
社会	社会生活上の重要用務（裁判員法 1 6 条 8 号ニ）
1号（妊娠中）	妊娠中又は産後 8 週以内（辞退政令 1 号）
2号（介護・養育）	裁判員法 1 6 条 8 号ロ以外の介護養育（辞退政令 2 号）
3号（配偶者等の付添）	親族等の同居人の入院等の付添い（辞退政令 3 号）
4号（出産付添）	出産等への立会い等（辞退政令 4 号）
5号（遠隔地）	遠隔地（辞退政令 5 号）
6号（精神・経済）	その他精神上又は経済上の不利益（辞退政令 6 号）
その他	裁判員法 1 6 条 1 号～7 号の辞退（7 0 歳以上，学生等）

凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

イ 出席率との関係の分析

続いて、出席率との相関関係を分析するため、選任手続期日に出席した裁判員候補者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関関係を見ると（図表3-29）、いずれの辞退事由についても、ほとんど相関関係は見られなかった。

図表 3 - 2 9 選任手続期日に出席した裁判員候補者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関分析（図表 3 - 1 7 再掲）

		疾病	介護	事業	社会	1号(妊娠中)
選任手続期日の出席者数	Pearson の相関係数	-.037**	-.040**	-.072**	-.010	.022*
	有意確率	.002	.001	.000	.392	.041
	度数	8444	8444	8444	8444	8444
		2号(介護・養育)	3号(配偶者等の付添)	4号(出産付添)	5号(遠隔地)	6号(精神・経済)
	Pearson の相関係数	-.041**	-.020	-.007	-.038**	-.027*
	有意確率	.000	.077	.545	.001	.019
	度数	8444	8444	8444	8444	8444
		その他				
	Pearson の相関係数	-.049**				
	有意確率	.000				
	度数	8444				

** . 1%水準で有意な相関

* . 5%水準で有意な相関

※ 相関表中の記載と各辞退事由との対応関係は下表のとおり

相関表中の記載	辞退事由
疾病	疾病傷害（裁判員法 1 6 条 8 号イ）
介護	介護養育（裁判員法 1 6 条 8 号ロ）
事業	事業における重要用務（裁判員法 1 6 条 8 号ハ）
社会	社会生活上の重要用務（裁判員法 1 6 条 8 号ニ）
1号(妊娠中)	妊娠中又は産後 8 週以内（辞退政令 1 号）
2号(介護・養育)	裁判員法 1 6 条 8 号ロ以外の介護養育（辞退政令 2 号）
3号(配偶者等の付添)	親族等の同居人の入院等の付添い（辞退政令 3 号）
4号(出産付添)	出産等への立会い等（辞退政令 4 号）
5号(遠隔地)	遠隔地（辞退政令 5 号）
6号(精神・経済)	その他精神上又は経済上の不利益（辞退政令 6 号）
その他	裁判員法 1 6 条 1 号～ 7 号の辞退（7 0 歳以上，学生等）

凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

(2) 名簿記載者に占める「裁判員法16条1号」(70歳以上)を理由とする辞退申出者(調査票段階)の割合の推移の分析

前記(1)のとおり、全辞退者数と「裁判員法16条1号ないし7号」を理由とする辞退者数との相関関係が認められたところであり、同条1号ないし7号の各辞退事由の内容からして、そのかなりの部分が「裁判員法16条1号」(70歳以上)を理由とする辞退者であると推測されるものの、「裁判員法16条1号」(70歳以上)を理由とする辞退者数については、統計がなく、把握されていない。また、名簿記載者に占める70歳以上の者の割合も統計がなく、把握されていない。

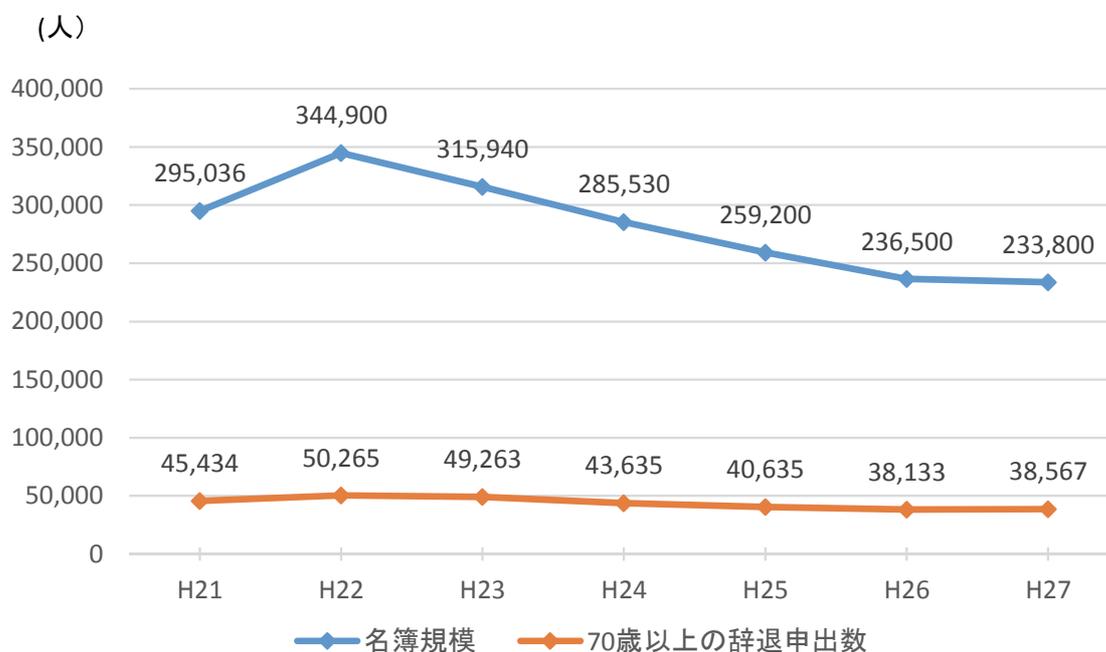
もっとも、毎年「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」の発送日である11月中旬頃から12月上旬頃までに返送された調査票における辞退申出者数については、最高裁判所において取りまとめており、そこでは辞退事由ごとの辞退申出者数を把握することができる。

そこで、名簿規模と調査票段階における「裁判員法16条1号」(70歳以上)を理由とする辞退申出者数の推移を分析することにより、高齢化の進展と辞退率との関係を分析する。

ア 名簿規模の推移と調査票段階における「裁判員法16条1号」(70歳以上)を理由とする辞退申出者数の推移の比較

図表3-30のとおり、名簿規模の推移と調査票段階における70歳以上を理由とする辞退申出者数の推移を比較すると、名簿規模は平成22年以降、大幅に減少しているにもかかわらず、「裁判員法16条1号」(70歳以上)を理由とする辞退申出者数は、名簿規模と比較すると緩やかな減少にとどまっており、名簿記載者に占める70歳以上の者の割合が高まっていることがうかがえる。

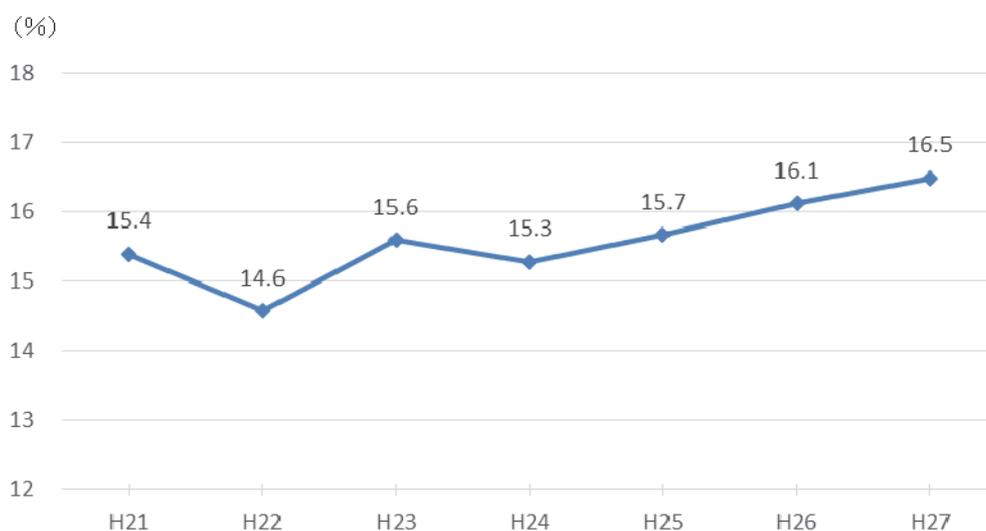
図表3-30 名簿規模の推移と調査票段階における70歳以上を理由とする辞退申出者数の推移(人)



イ 名簿記載者に占める「裁判員法 16 条 1 号」(70 歳以上)を理由とする辞退申出者(調査票段階)の割合の推移

そこで、名簿記載者に占める「裁判員法 16 条 1 号」(70 歳以上)を理由とする辞退申出者(調査票段階)の割合の推移を見ると、図表 3-31 のとおり、年によって増減は見られるものの、平成 21 年から平成 27 年にかけて、増加傾向にあることが分かる。

図表 3-31 名簿記載者に占める 70 歳以上を理由とする辞退申出者(調査票段階)の割合の推移 (%)

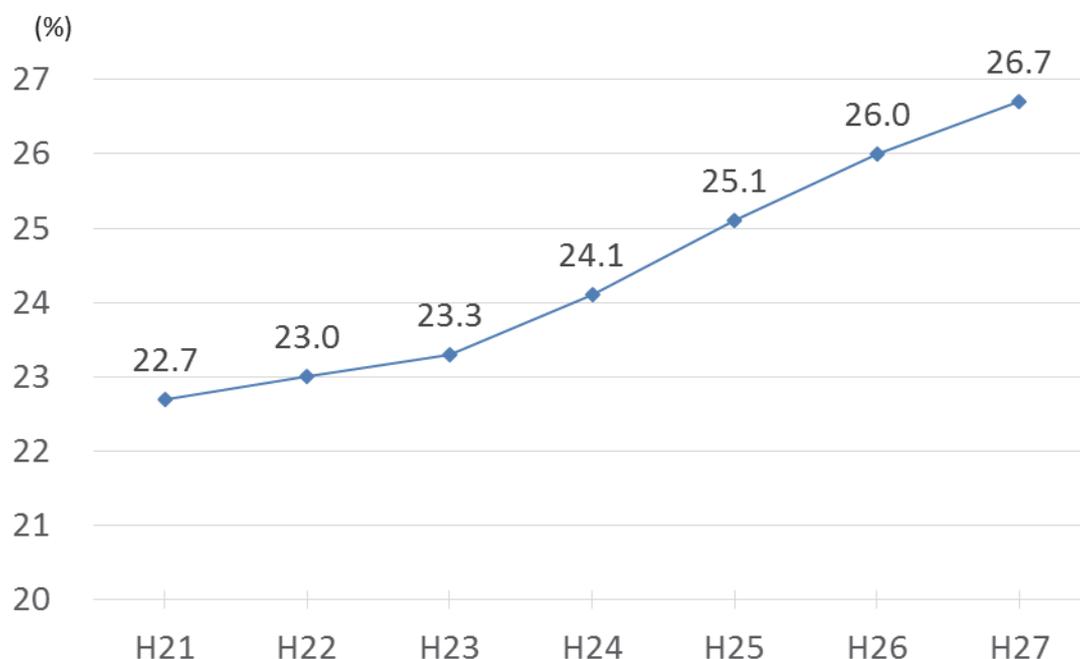


(3) マクロ指標データの分析

ここでは、マクロ指標データのうち、前記2(2)イで留保した「老年人口」・「生産年齢人口」について分析を加える。図表3-32～図表3-34のとおり、年々、老年人口が増加するとともに生産年齢人口が減少する傾向にある。そして、図表3-35のとおり、老年人口の推移と辞退率とは正の相関を示し、生産年齢人口と辞退率とは負の相関を示しており、このことは、老年人口の増加、生産年齢人口の減少により名簿記載者に占める70歳以上の者の割合が増加し、その結果、70歳以上を理由とする辞退者が増加して辞退率の上昇に寄与していることの裏付けとなる。

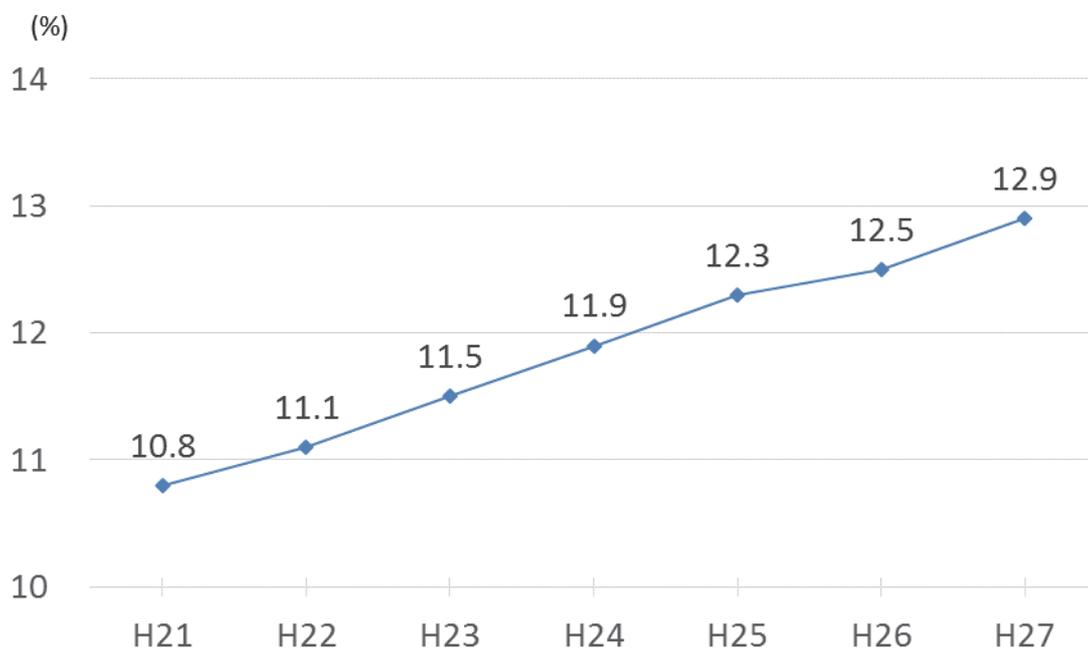
なお、「老年人口」・「生産年齢人口」の推移は、出席率とも強い相関を示しているところであるが(図表3-35)、70歳以上であることは定型的辞退事由となっており、該当者は、辞退の意思を表示しさえすれば直ちに辞退が認められることとなり、「裁判員法16条1号」(70歳以上)を理由に辞退を申し出る人は選任手続期日までに辞退を認められることが多いため、高齢化の進展が出席率に影響を与えているとの評価は難しいと思われる。

図表3-32 老年人口の推移(%, 65歳以上)



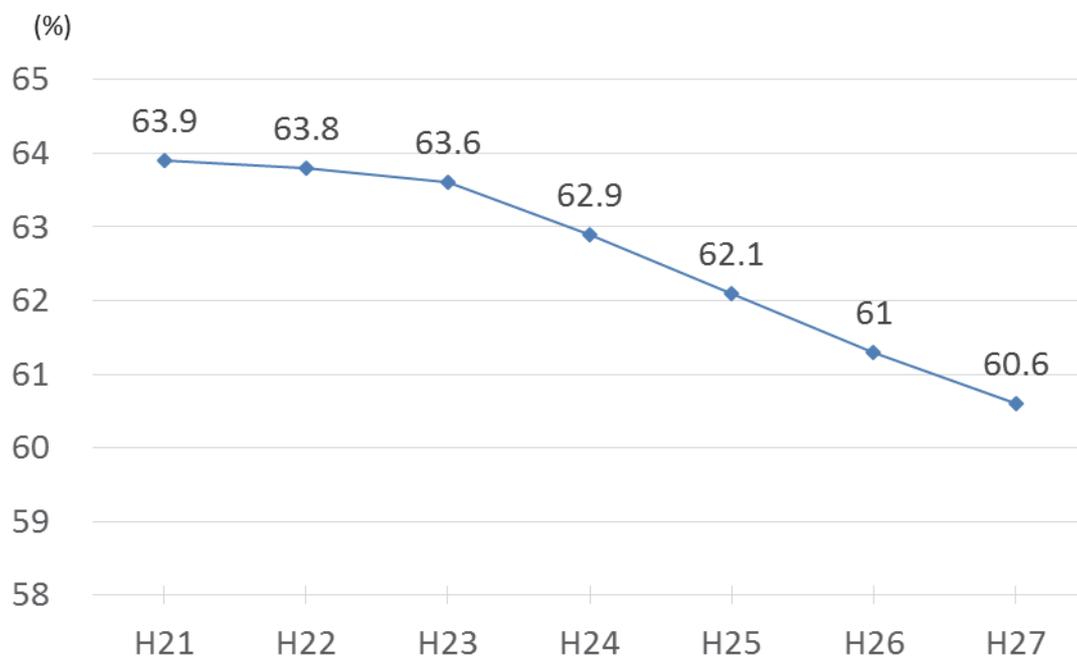
出典：総務省統計局「人口推計」

図表 3 - 3 3 老年人口の推移（％，65歳以上のうち75歳以上）



出典：総務省統計局「人口推計」

図表 3 - 3 4 生産年齢人口の推移（％，15～64歳）



出典：総務省統計局「人口推計」

図表 3 - 3 5 マクロ指標データと辞退率・出席率との相関分析 (図表 3 - 1 8 再掲)

		辞退率	出席率
完全失業率 (%)	Pearson の相関係数	-.978**	.976**
出生率 (人口千対)	Pearson の相関係数	-.974**	.953**
合計特殊出生率	Pearson の相関係数	.883**	-.962**
死亡率 (人口千対)	Pearson の相関係数	.935**	-.944**
自殺者数	Pearson の相関係数	-.961**	.984**
年少人口 (0~14歳)	Pearson の相関係数	-.922**	.989**
生産年齢人口 (15~64歳)	Pearson の相関係数	-.914**	.967**
老年人口 (65歳以上)	Pearson の相関係数	.932**	-.976**
老年人口 (65歳以上のうち、75歳以上)	Pearson の相関係数	.975**	-.990**
雇用者 (役員を除く) 総計 (万人)	Pearson の相関係数	.877**	-.964**
正規の職員・従業員 (万人)	Pearson の相関係数	-.958**	.896**
非正規の職員・従業員 (万人)	Pearson の相関係数	.948**	-.972**
犯罪の認知件数	Pearson の相関係数	-.963**	.997**
年間平均収入 (千円)	Pearson の相関係数	.784*	-.827*
有給休暇 1 人平均付与日数	Pearson の相関係数	.887**	-.830*
(参考) 有給休暇 1 人平均取得日数	Pearson の相関係数	.709	-.638
総実労働時間数 (時間) (5人以上・一般労働者)	Pearson の相関係数	.773*	-.788*
実質賃金指数 (現金給与総額) (5人以上・一般労働者)	Pearson の相関係数	-.732	.820*

**、1%水準で有意な相関

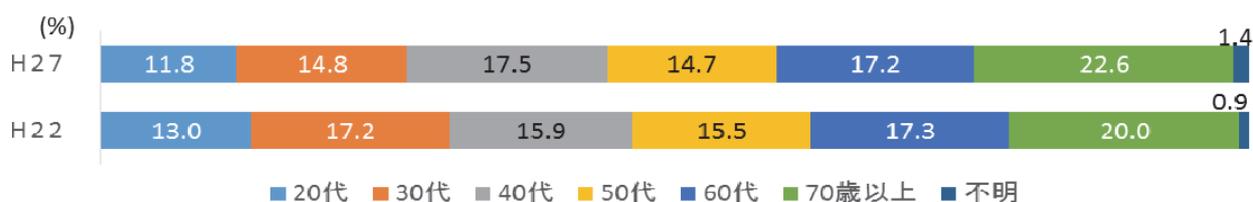
*、5%水準で有意な相関

出典：巻末資料編参照

(4) 人口構成割合の推移等の分析

裁判員候補者名簿は、選挙人名簿に基づき作成されることから、裁判員候補者名簿の年齢構成は、選挙人名簿の年齢構成、ひいては国勢調査等の統計上の年齢構成をおおむね反映していると考えられる。そこで、国勢調査の年齢構成割合の推移を見ると（図表3-36）、20代以上の中で70歳以上の占める割合は、平成22年には20.0%であったのが、平成27年になると22.6%となっており、約2.6%上昇している。そうすると、裁判員候補者名簿に占める70歳以上の者の割合も同程度上昇しているものと考えられる。また、選任手続期日に出席した裁判員候補者の年代別の構成割合を見ると（図表3-37）、定型的辞退が認められている70歳以上の参加者も、割合としては少ないが、上昇傾向にあり、このことから、裁判員候補者名簿に占める70歳以上の者の割合が上昇していることがうかがえる。以上によれば、高齢化の進展が辞退率上昇に寄与しているとの仮説が裏付けられている結果となった。

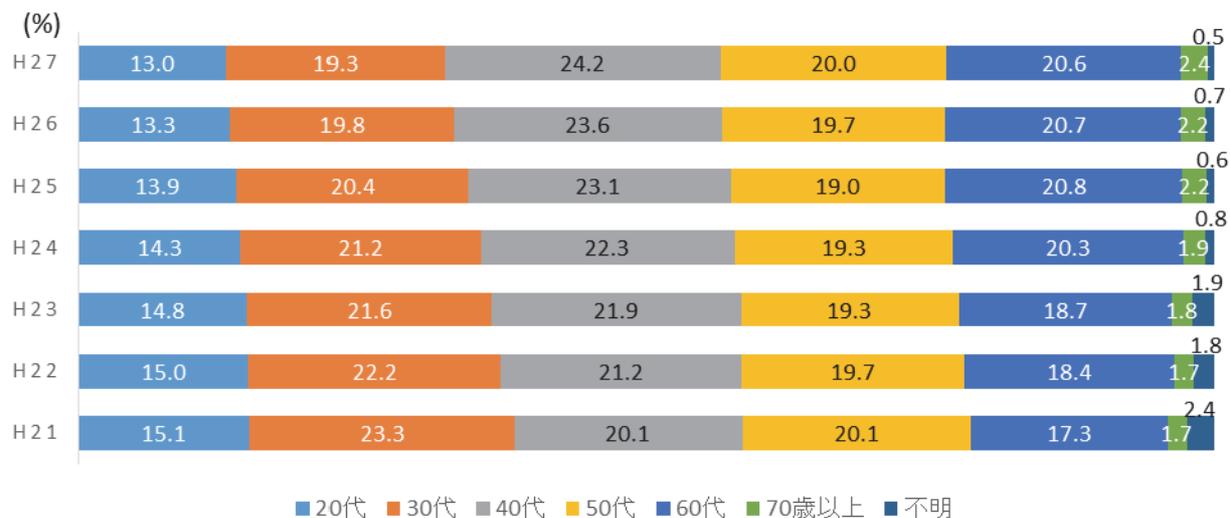
図表3-36 国勢調査（20代以上の年代別）（%）



（注） 図表3-36「国勢調査（20代以上の年代別）」の作成方法

国勢調査（全人口）から「0～19歳」に該当する数値を除き、20代以上の数値の合計が100%になるようにして、帯グラフを作成した。

図表3-37 選任手続期日に出席した裁判員候補者の属性（年代別）（%）



4 裁判員裁判に対する国民の関心の低下

国民の関心の低下の仮説については、統計資料等による分析が難しいことから、今回実施したアンケート調査結果の分析が中心となる。

(1) 裁判員裁判に対する関心の有無，変化に関する質問の分析

まず、裁判員裁判に対する関心の有無についての質問【問21】について見ると（図表3-38）、最も多い回答は「どちらともいえない」であったが、「(やや) 関心がある」と回答した割合よりも「(あまり) 関心はない」と回答した割合の方が多かった。

図表3-38 裁判員裁判に対する関心の有無

【問21】あなたは現在、裁判員裁判について関心はありますか。

	n	%
全 体	5,000	100.0
関心がある	468	9.4
やや関心がある	981	19.6
どちらともいえない	1,268	25.4
あまり関心はない	1,104	22.1
関心はない	1,179	23.6

次に、裁判員裁判に対する関心の変化に関する質問【問22】を見ると（図表3-39）、最も多い回答は「どちらともいえない」であったが、「関心が(やや) 高まっている」と回答した割合よりも「関心が(やや) 低下している」と回答した割合の方がやや多かった。

図表3-39 裁判員裁判に対する関心の変化

【問22】5年前と比べて、裁判員制度についてのあなたの関心は変化していますか。

	n	%
全 体	5,000	100.0
関心が高まっている	172	3.4
関心がやや高まっている	502	10.0
どちらともいえない	2,580	51.6
関心がやや低下している	921	18.4
関心が低下している	825	16.5

(2) 裁判員裁判に対する関心の有無，変化と裁判員裁判への参加意欲・参加可能性との関係の分析

続いて，裁判員裁判に対する関心の有無，変化と裁判員裁判への参加意欲・参加可能性との関係を見るため，裁判員裁判に対する関心の有無【問2-1】及び変化【問2-2】に関する質問に対する回答と裁判員裁判への参加意欲【問4】及び参加可能性【問6】に関する質問に対する回答とのクロス集計を用いて分析を行った。その結果，図表3-40～図表3-43のとおり，裁判員裁判に対する関心の有無，変化と裁判員裁判への参加意欲・参加可能性には相関が認められた。

もっとも，裁判員制度の運用に関する意識調査によると，関心の低下がうかがえるものの，参加意欲には目立った変化はないとの結果となっている（15ページ）。このように，2つの調査結果が異なっているため，慎重な評価を要する。

図表 3-40 裁判員裁判に対する関心の有無と裁判員裁判への参加意欲

【問 4】 個人の気持ちとして、裁判員裁判に参加したいと思いませんか。(横軸)

【問 2 1】 あなたは現在、裁判員裁判について関心はありますか。(縦軸)

	全体 (n)	参加した い	参加して もよい	どちらと もいえな い	あまり参 加したく ない	参加した くない
全 体	5,000	8.0%	16.4%	17.9%	22.7%	34.9%
関心がある	468	64.1%	26.3%	4.1%	0.9%	4.7%
やや関心がある	981	7.2%	47.1%	24.2%	14.8%	6.7%
どちらともいえない	1,268	1.8%	14.4%	35.0%	26.6%	22.2%
あまり関心はない	1,104	0.2%	4.3%	14.4%	43.4%	37.8%
関心はない	1,179	0.4%	0.5%	3.2%	14.5%	81.3%

凡例  : 行 (横方向) の最大値  : 行 (横方向) で 2 番目に大きい値

図表 3-41 裁判員裁判に対する関心の変化と裁判員裁判への参加意欲

【問 4】 個人の気持ちとして、裁判員裁判に参加したいと思いませんか。(横軸)

【問 2 2】 5年前と比べて、裁判員制度についてのあなたの関心は変化していますか。(縦軸)

	全体 (n)	参加した い	参加して もよい	どちらと もいえな い	あまり参 加したく ない	参加した くない
全 体	5,000	8.0%	16.4%	17.9%	22.7%	34.9%
関心が高まっている	172	66.3%	22.1%	4.7%	2.3%	4.7%
関心がやや高まっている	502	24.1%	41.0%	19.5%	9.4%	6.0%
どちらともいえない	2,580	4.7%	16.9%	22.7%	23.4%	32.2%
関心がやや低下している	921	3.5%	12.9%	17.3%	37.9%	28.4%
関心が低下している	825	1.5%	2.5%	5.7%	15.9%	74.4%

凡例  : 行 (横方向) の最大値  : 行 (横方向) で 2 番目に大きい値

図表 3-42 裁判員裁判に対する関心の有無と裁判員裁判への参加可能性

【問6】 実際に裁判員候補者として通知が来た場合、参加する（できる）かどうかお答えください。（横軸）

【問21】 あなたは現在、裁判員裁判について関心はありますか。（縦軸）

	全体 (n)	参加する	参加できる可能性が高い	どちらともいえない	参加できない可能性が高い	参加できない
全体	5,000	12.6%	22.1%	29.4%	17.0%	18.8%
関心がある	468	68.8%	21.6%	5.6%	1.7%	2.4%
やや関心がある	981	17.2%	48.2%	23.5%	8.5%	2.5%
どちらともいえない	1,268	5.6%	25.1%	42.4%	16.8%	10.1%
あまり関心はない	1,104	3.5%	15.7%	38.9%	28.4%	13.4%
関心はない	1,179	2.6%	3.6%	20.9%	19.8%	53.2%

凡例 : 行（横方向）の最大値 : 行（横方向）で2番目に大きい値

図表 3-43 裁判員裁判に対する関心の変化と裁判員裁判への参加可能性

【問6】 実際に裁判員候補者として通知が来た場合、参加する（できる）かどうかお答えください。（横軸）

【問22】 5年前と比べて、裁判員制度についてのあなたの関心は変化していますか。（縦軸）

	全体 (n)	参加する	参加できる可能性が高い	どちらともいえない	参加できない可能性が高い	参加できない
全体	5,000	12.6%	22.1%	29.4%	17.0%	18.8%
関心が高まっている	172	76.2%	16.9%	2.9%	1.2%	2.9%
関心がやや高まっている	502	31.5%	44.0%	17.3%	5.8%	1.4%
どちらともいえない	2,580	9.7%	22.3%	34.6%	16.6%	16.8%
関心がやや低下している	921	6.4%	23.7%	35.2%	24.9%	9.9%
関心が低下している	825	4.2%	7.6%	19.6%	19.8%	48.7%

凡例 : 行（横方向）の最大値 : 行（横方向）で2番目に大きい値

(3) 各層における関心の有無，変化に関する質問の分析

さらに，各層における裁判員裁判に対する関心の有無，変化の違いを分析するため，裁判員裁判に対する関心の有無【問 2 1】及び変化【問 2 2】に関する質問に対する回答を性別・年代別・職業別にクロス集計した（図表 3-44 及び図表 3-45）。

その結果，性別については，男性の方が「(やや) 関心がある」，「関心が (やや) 高まっている」との回答割合がやや高い傾向が見られる。この傾向は，実際に選任手続期日に出席した裁判員候補者の構成が，国勢調査結果と比較して男性がやや多いことと整合的である。

年代別については，大きな違いは見られないが，年齢が若くなるほど「(やや) 関心がある」，「関心が (やや) 高まっている」との回答割合が若干増加する傾向が見られる。

職業別についても，大きな違いは見られないが，傾向としては，「正規の職員・従業員」，「会社役員」，「通学」については，「(やや) 関心がある」や「関心が (やや) 高まっている」との回答が多く，「労働者派遣事業所の派遣社員」，「パート・アルバイト」，「自営業・自由業」，「家事」，「無職」については，「(あまり) 関心はない」，「関心が (やや) 低下している」との回答が多い傾向が見られた。

図表 3-44 裁判員裁判に対する関心の有無（性別、年代別、職業別）

【問 2 1】あなたは現在、裁判員裁判について関心はありますか。

	全体 (n)	関心があ る	やや関心 がある	どちらと もいえな い	あまり関 心はない	関心はな い
性別全体	5,000	9.4%	19.6%	25.4%	22.1%	23.6%
男性	2,499	12.2%	20.3%	23.9%	21.0%	22.6%
女性	2,501	6.5%	18.9%	26.8%	23.2%	24.6%
年代別全体	5,000	9.4%	19.6%	25.4%	22.1%	23.6%
20～29歳	775	12.1%	22.3%	24.6%	19.1%	21.8%
30～39歳	977	11.6%	19.5%	27.0%	20.8%	21.1%
40～49歳	1,151	8.6%	18.2%	25.2%	20.3%	27.7%
50～59歳	965	8.1%	20.6%	25.5%	21.8%	24.0%
60～69歳	1,132	7.4%	18.5%	24.5%	27.3%	22.3%
職業別全体	5,000	9.4%	19.6%	25.4%	22.1%	23.6%
正規の職員・従業員	1,989	11.7%	22.2%	24.1%	20.1%	21.9%
労働者派遣事業所の 派遣社員	102	12.7%	17.6%	24.5%	21.6%	23.5%
パート・アルバイト (契約社員・嘱託社 員を含む。)	924	6.1%	17.1%	27.3%	24.5%	25.1%
会社役員	118	16.1%	19.5%	24.6%	18.6%	21.2%
自営業・自由業	435	8.7%	17.7%	27.1%	17.5%	29.0%
家事	718	5.3%	18.5%	27.9%	23.0%	25.3%
通学	102	20.6%	22.5%	22.5%	19.6%	14.7%
無職	569	7.7%	17.2%	23.0%	28.6%	23.4%
その他	43	14.0%	20.9%	25.6%	23.3%	16.3%

凡例 : 行（横方向）の最大値 : 行（横方向）で2番目に大きい値

図表 3-45 裁判員裁判に対する関心の変化（性別、年代別、職業別）

【問 2 2】5年前と比べて、裁判員制度についてのあなたの関心は変化していますか。

	全体 (n)	関心が高 まっている	関心がや や高まっ ている	どちらと もいえな い	関心がや や低下し ている	関心が低 下してい る
性別全体	5,000	3.4%	10.0%	51.6%	18.4%	16.5%
男性	2,499	4.9%	10.9%	51.3%	16.5%	16.4%
女性	2,501	2.0%	9.2%	51.9%	20.3%	16.6%
年代別全体	5,000	3.4%	10.0%	51.6%	18.4%	16.5%
20～29歳	775	5.9%	13.8%	50.8%	16.9%	12.5%
30～39歳	977	4.2%	11.6%	52.8%	17.0%	14.4%
40～49歳	1,151	3.0%	8.8%	54.0%	16.1%	18.1%
50～59歳	965	2.7%	9.0%	52.1%	18.3%	17.8%
60～69歳	1,132	2.1%	8.3%	48.1%	23.1%	18.3%
職業別全体	5,000	3.4%	10.0%	51.6%	18.4%	16.5%
正規の職員・従業員	1,989	4.3%	11.8%	52.4%	16.4%	15.1%
労働者派遣事業所の 派遣社員	102	1.0%	8.8%	60.8%	9.8%	19.6%
パート・アルバイト (契約社員・嘱託社 員を含む。)	924	2.4%	7.7%	53.8%	18.1%	18.1%
会社役員	118	7.6%	12.7%	50.0%	16.1%	13.6%
自営業・自由業	435	3.7%	9.7%	47.8%	16.3%	22.5%
家事	718	1.8%	9.7%	50.7%	22.8%	14.9%
通学	102	7.8%	15.7%	43.1%	21.6%	11.8%
無職	569	2.6%	7.4%	48.7%	23.4%	17.9%
その他	43	4.7%	7.0%	62.8%	18.6%	7.0%

凡例 : 行（横方向）の最大値 : 行（横方向）で2番目に大きい値

(4) 裁判員裁判に対する関心の変化の理由

裁判員裁判に対する関心が「(やや)高まっている」と回答した理由を尋ねる質問【問23】では、具体的な理由についての回答の中で、最も割合が多かったのは、「新聞・テレビなどの報道を見た」との回答であり、その次に多かったのは、「自分の周囲で裁判員裁判に関わったという人の話を聞いた」との回答である(図表3-46)。

また、裁判員裁判に対する関心が「(やや)低下している」と回答した理由を尋ねる質問【問24】では、具体的な理由についての回答の中で、最も割合が多かったのは、「自分の周囲で裁判員裁判に関わったという声を聞かない」という回答であり、その次に多かったのは、「新聞・テレビなどの報道が減った」との回答である(図表3-47)。これらの結果は、裁判員裁判に関する報道の影響が強いことを示すとともに、裁判員経験者の声を聞いたことの有無が、裁判員裁判に対する関心を変化させる要素になり得ることをうかがわせるものといえる。

図表 3-46 裁判員裁判に対する関心が高まっている理由

(問 22 で「関心が高まっている」又は「関心がやや高まっている」と回答した人への質問)
 【問 23】関心が高まっている(やや高まっている)と回答した理由をすべてお答えください。(M. A.)

	n	%
全 体	674	117.5
新聞・テレビなどの報道で見た	478	70.9
自分の周囲で裁判員裁判に関わったという人の話を聞いた	98	14.5
学校の授業で習った	42	6.2
裁判所の行事(説明会, 裁判傍聴)に参加した	40	5.9
特に理由はない	99	14.7
その他	36	5.3

図表 3-47 裁判員裁判に対する関心が低下している理由

(問 22 で「関心がやや低下している」又は「関心が低下している」と回答した人への質問)
 【問 24】関心が低下している(やや低下している)と回答した理由をすべてお答えください。(M. A.)

	n	%
全 体	1,746	147.1
制度開始から7年以上が経過して, 珍しいことではなくなった	447	25.6
新聞・テレビなどの報道が減った	744	42.6
自分の周囲で裁判員裁判に関わったという声を聞かない	936	53.6
特に理由はない	364	20.8
その他	78	4.5

5 名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇

年間名簿使用率と辞退率・出席率との相関関係を分析した。なお、裁判員制度が開始された年である平成21年は、1月から7月までの間は裁判員裁判が実施されておらず、年間を通じた名簿使用率が著しく低くなっているため、平成22年以降のデータを基礎に分析した（図表3-48）。

- (1) 辞退率については、弱い正の相関が認められた（相関係数 0.393）。
- (2) 出席率については、弱い負の相関が認められた（相関係数 -0.392）。

図表3-48 年間名簿使用率と辞退率・出席率との相関分析

		辞退率	出席率
名簿使用率	Pearson の相関係数	.393**	-.392**
	有意確率	.000	.000
	度数	8302	8302

** .1%水準で有意な相関

凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

第4 庁別の辞退率・出席率に影響を与える要素の分析

1 分析の手法

裁判員裁判においては、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」（呼出状）は、特別送達（書留郵便の一種）の方法により郵送されるが、郵送先に住所がある場合であっても、不在のために呼出状が到達しないことがある。

また、呼出状には事前質問票が同封されているが、事前質問票が返送されないこともある。

このような場合において、裁判員等選任手続における運用上の工夫の一つとして、呼出状が不在不到達であったときに再度送達を試みる方法（以下「呼出状の再送達」という。）や、事前質問票に期限内に回答しなかった者を対象に、事前質問票の返送を依頼する書面を郵送する方法（以下「事前質問票の返送依頼」という。）がある。このような運用を行っているかどうか、郵送した呼出状のうちどの程度の割合で不在を理由に不到達になるか、呼出状を送付した人数のうち、どの程度の割合で事前質問票が返送されるかについては、庁ごとの実情に応じて様々である。

そこで、今回、最高裁判所から呼出状の不在不到達率・事前質問票の返送率のデータ（注）、各庁における呼出状の再送達や事前質問票の返送依頼といった運用上の工夫の有無に関する資料の提供を受け、検討を実施した。検討は、①上記運用上の工夫の有無及び②呼出状の不在不到達率・事前質問票の返送率と庁ごとの辞退率・出席率との相関関係を分析することにより、上記運用上の工夫の実効性の有無・程度を検証した。

（注）平成23年から平成27年までの各年に選任手続期日が行われた事件を対象に、最高裁判所において調査し得る範囲の数値を集計したものである。

2 呼出状の不在不到達率・事前質問票の返送率と辞退率・出席率との相関関係の分析

まず、呼出状の不在不到達率・事前質問票の返送率と辞退率・出席率との相関関係を分析したところ、図表4-1のとおり、出席率については、いずれも中程度の相関が認められた。他方、辞退率については、出席率と比較するとそれほど相関は認められなかった。

図表4-1 呼出状の不在不到達率・事前質問票の返送率と辞退率・出席率との相関分析

		辞退率	出席率
呼出状不在不到達率(%)	Pearson の相関係数	-.287*	-.479**
	有意確率	.026	.000
	度数	60	60
事前質問票返送率(%)	Pearson の相関係数	.231	.463**
	有意確率	.087	.000
	度数	56	56

** .1%水準で有意な相関

* .5%水準で有意な相関

凡例 相関係数の評価の考え方

$0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関がある
$0.4 < r \leq 0.7$: 中程度の相関がある
$0.2 < r \leq 0.4$: 弱い相関がある
$0 \leq r \leq 0.2$: ほとんど相関がない

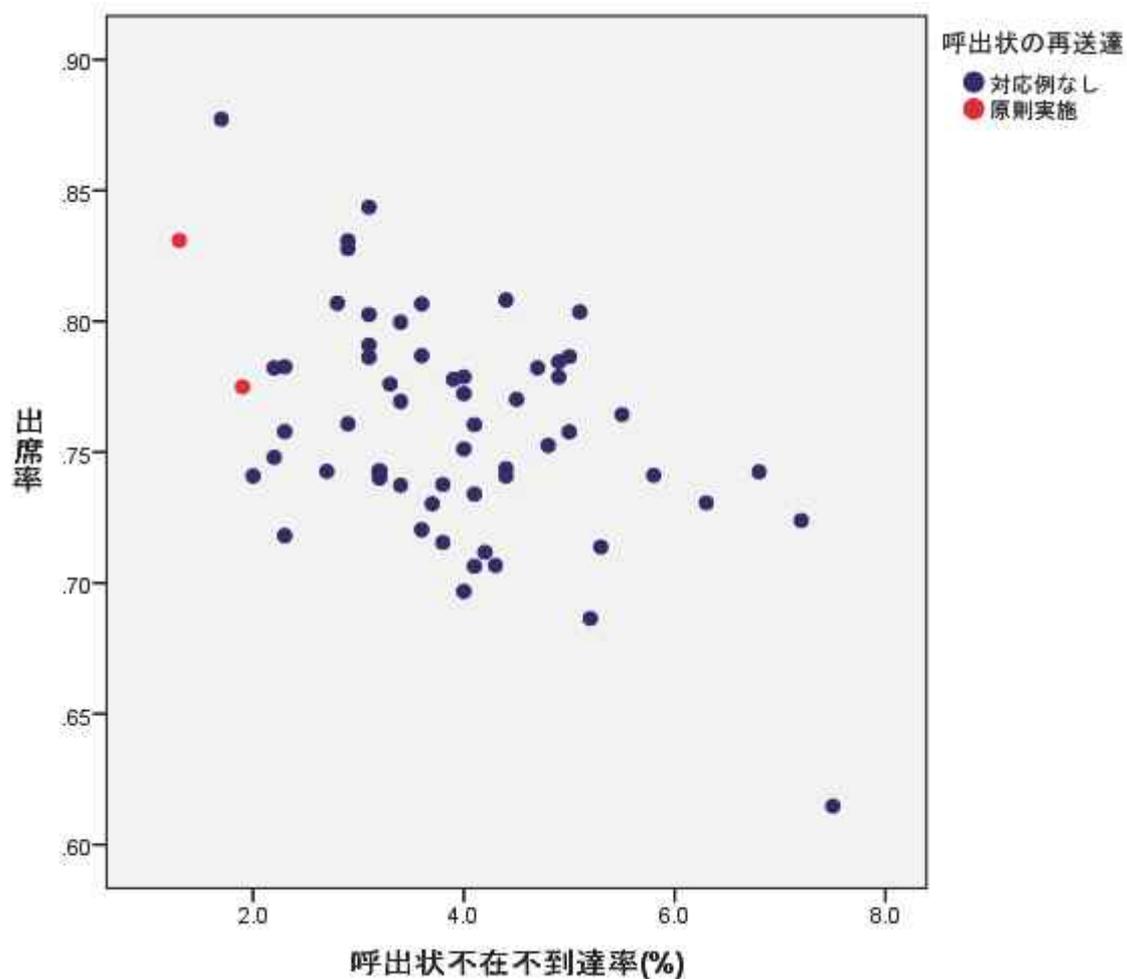
3 運用上の工夫の有無と出席率との相関関係の分析

図表4-2及び図表4-3のとおり、縦軸を出席率、横軸を呼出状の不在不到達率又は事前質問票の返送率とした上、前記運用上の工夫の有無で各庁を色分けして散布図を作成し、分析したところ、呼出状の再送達を原則実施している庁は少なかったが、実施している庁の不在不到達率は低い傾向にあり、出席率も高い傾向にある。

また、事前質問票の返送依頼を実施している庁は、事前質問票の返送率が高い傾向にあり、出席率も高い傾向にある。

以上のとおり、呼出状の再送達や事前質問票の返送依頼といった運用上の工夫に実効性がある可能性が高いことが検証された。また、このような運用上の工夫により出席率が改善していることに鑑みると、欠席者の中には、注意喚起等をすれば、選任手続期日に出席するなどして裁判員等選任手続の適切な実施に協力していただける方が相当数含まれている可能性がある。

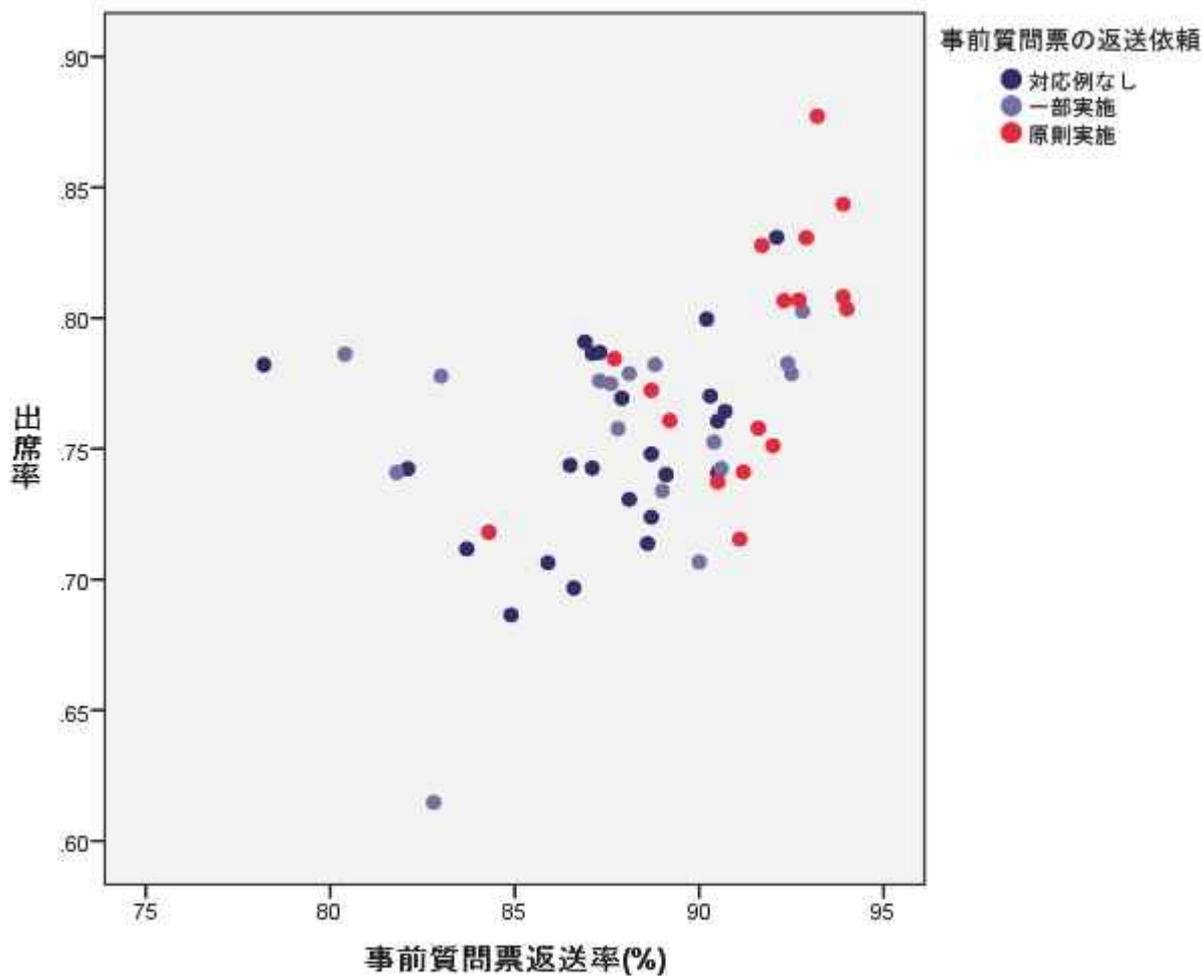
図表 4 - 2 出席率と呼出状不在不到達率と呼出状の再送達との関係



(注) 呼出状不在不到達率(%)

= 呼出状の不在不到達数 / 呼出状の発送数

図表 4 - 3 出席率と事前質問票返送率と事前質問票の返送依頼との関係



(注) 事前質問票返送率(%)

= 事前質問票の返送数 / 呼出状の到達数

第5 選任手続期日に出席した裁判員候補者の構成割合の推移の分析

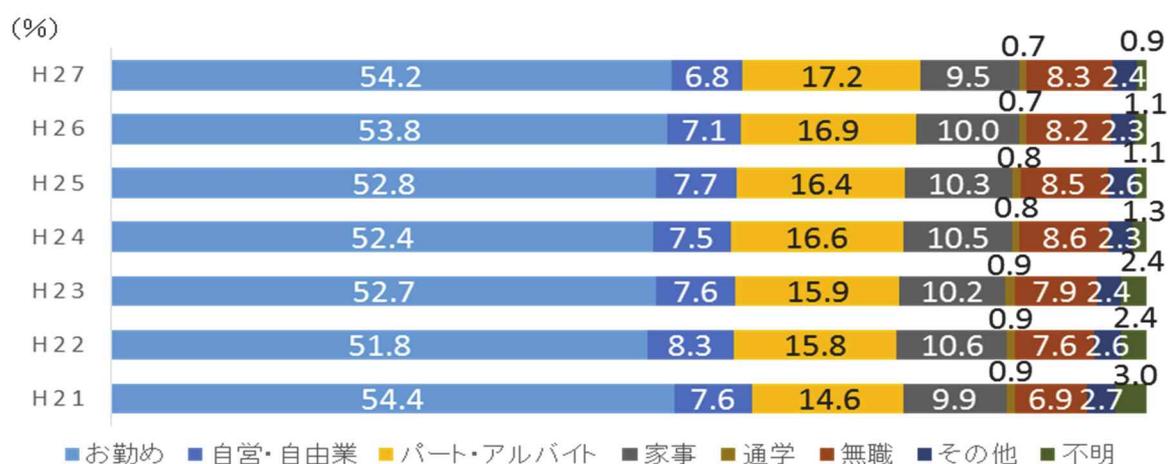
裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下に伴って生じ得る現象として、特定の層が辞退したり、選任手続期日に欠席したりするようになり、選任手続期日に出席した裁判員候補者の構成が実際の人口構成と比較して偏りがちになることが考えられる。そこで、選任手続期日に出席した裁判員候補者の職業別・年代別・性別の構成割合について平成22年及び平成27年の国勢調査における構成割合と比較することにより、そのような現象が実際に生じていないかどうかを検証した。その結果、職業別・年代別・性別のいずれについても、選任手続期日に出席した裁判員候補者の構成割合は平成22年及び平成27年の国勢調査の結果と大きく異ならず、上記のような現象は生じていないことが判明した。具体的な分析結果は、次のとおりである。

(1) 職業別

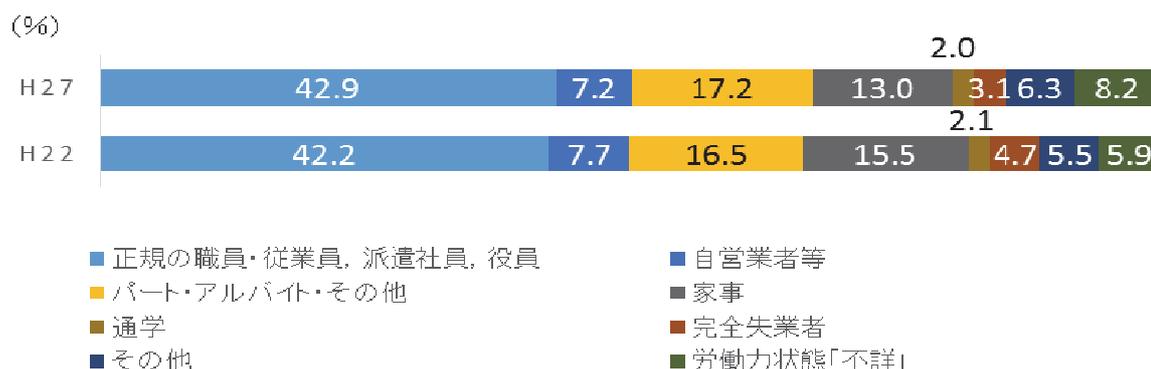
図表 5 - 1 は、選任手続期日に出席した裁判員候補者の職業別の構成割合の推移、図表 5 - 2 は、国勢調査による職業別の構成割合である。

出席した裁判員候補者の職業別の構成割合は、平成 21 年から平成 27 年まで大きな変化はなく、国勢調査の職業分布と比較しても、「お勤め」の層がやや構成比率が高い傾向が続いているが、大きく異ならない構成が保たれている。

図表 5 - 1 選任手続期日に出席した裁判員候補者の属性（職業別）（％）



図表 5 - 2 国勢調査（職業別）（％）

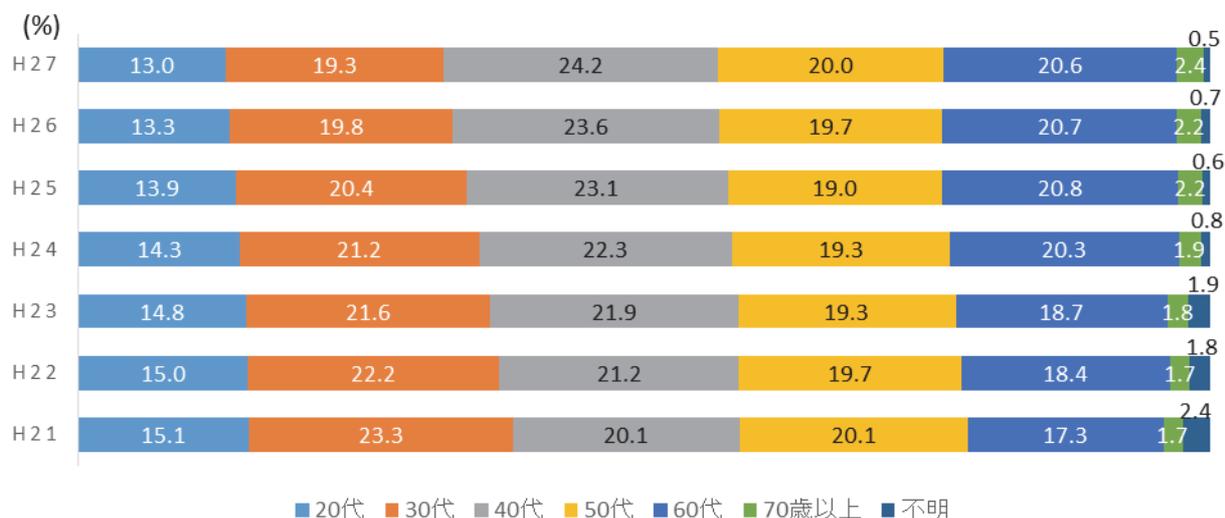


(2) 年代別

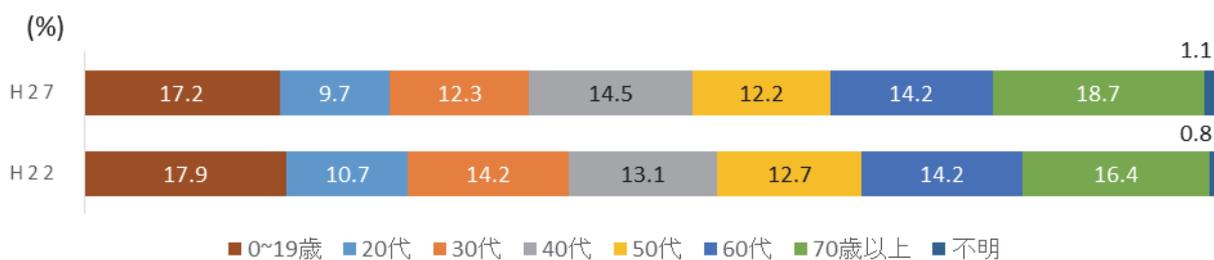
図表 5 - 3 は、選任手続期日に出席した裁判員候補者の年代別の構成割合の推移、図表 5 - 4 は、国勢調査による全人口の年代別の構成割合、図表 5 - 5 は、国勢調査による 20 代から 60 代の年代別の構成割合である。

選任手続期日に出席した裁判員候補者の年代別の構成割合の推移（図表 5 - 3）を見ると、平成 21 年から平成 27 年まで大きな変化はない。国勢調査による全人口の年代別の構成割合（図表 5 - 4）と比較すると、定型的辞退事由となっている 70 歳以上の割合が小さいものの、国勢調査による 20 代から 60 代の年代別の構成割合（図表 5 - 5）と比較すると、大きく異ならない構成が保たれている。

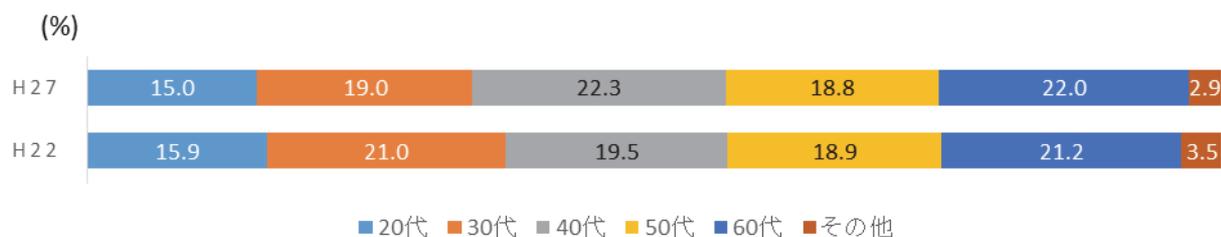
図表 5 - 3 選任手続期日に出席した裁判員候補者の属性（年代別）（％）（図表 3 - 3 7 再掲）



図表 5 - 4 国勢調査（全人口の年代別）（％）



図表 5 - 5 国勢調査（20代～60代の年代別）（％）



（注） 図表 5 - 5 「国勢調査（20代～60代の年代別）」の作成方法

裁判員候補者の年代別の構成割合と比較するため、図表 5 - 4 「国勢調査（全人口の年代別）」から「0～19歳」、「70歳以上」及び「不明」に該当する数値を除き、20代から60代までの数値を用いた。

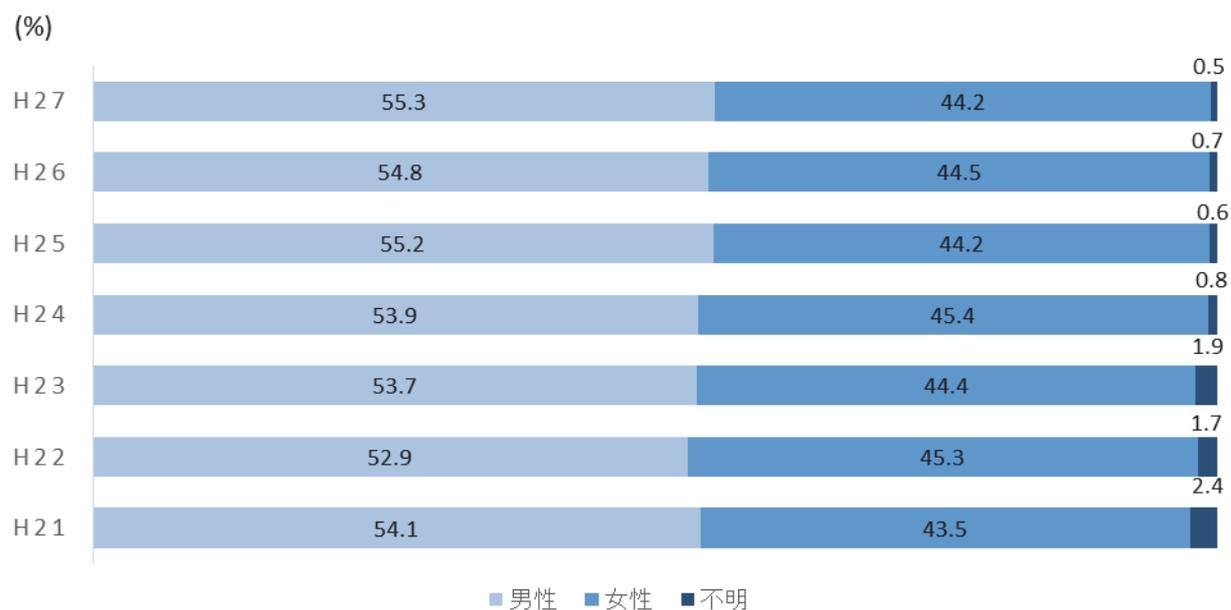
さらに、20代から60代までの数値の合計が、H27については、97.1％、H22については、96.5％（図表 5 - 3 「選任手続期日に出席した裁判員候補者の属性（年代別）」のうち、「70歳以上」及び「不明」を除いた、20代から60代までの数値の合計）にそれぞれなるようにして、100％の帯グラフを作成した。

(3) 性別

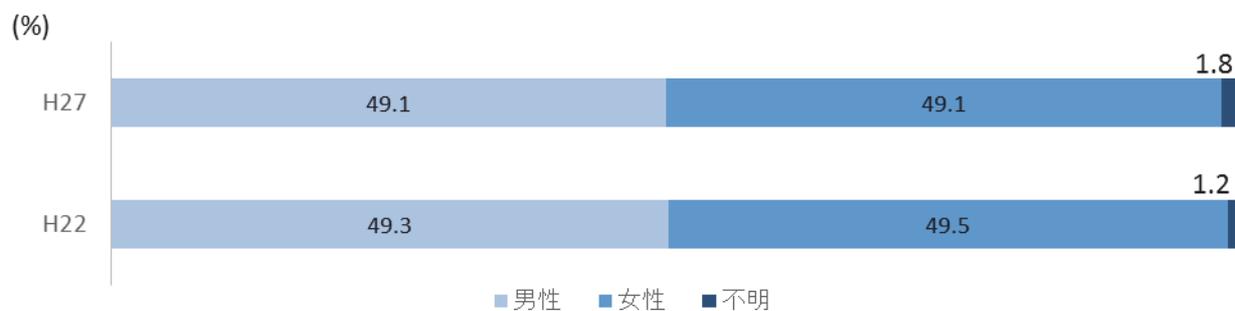
図表 5 - 6 は，選任手続期日に出席した裁判員候補者の性別の構成割合の推移，図表 5 - 7 は，国勢調査による性別の構成割合である。

出席した裁判員候補者の性別の構成割合は，平成 2 1 年から平成 2 7 年まで大きな変化はなく，国勢調査の性別の構成割合と比較しても，男性の方がやや構成比率が高い傾向が続いているが，大きく異ならない構成が保たれている。

図表 5 - 6 選任手続期日に出席した裁判員候補者の属性（性別）（％）



図表 5 - 7 国勢調査（性別）（％）



第6 考察結果

以上を総合すると、仮説として設定した①審理予定日数の増加傾向、②雇用情勢の変化、③高齢化の進展、④裁判員裁判に対する国民の関心の低下、⑤名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇については、いずれも辞退率上昇・出席率低下に寄与している可能性があると考えられる。また、裁判員等選任手続における運用上の工夫の有無が出席率に影響を与えており、これらの工夫は、出席率を高めるための方策として一定の効果を有する可能性が高いことが確認された。さらに、選任手続期日に出席した裁判員候補者の構成割合が、国勢調査における構成割合と大きく異なっておらず、構成の偏りといった現象が生じていないことも判明した。本項においてこれまでの考察結果を取りまとめ、本報告書の結びとしたい。

1 辞退率について

①審理予定日数の増加傾向については、全事件における審理予定日数と辞退率との相関関係を分析したところ、弱い相関が認められた。そして、事件の大多数を占める審理予定日数が30日以内の事件における審理予定日数と辞退率との相関関係を分析したところ、中程度の相関が認められた（中程度の相関が見られる他の例としては、本報告書冒頭iiiページの気温と消費電力の関係の例を参照。）。また、今回のアンケート調査結果によると、審理期間が増えるほど参加可能と回答した者の割合が減少する傾向が見られた。これらによると、審理予定日数の増加傾向が辞退率上昇に寄与している可能性が高いと考えられる。

②雇用情勢の変化については、全辞退者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関関係を分析したところ、「事業における重要用務」を理由とする辞退者数が、全辞退事由の中で「裁判員法16条1号ないし7号」の次に強い相関が認められた。加えて、辞退率上昇と完全失業率の減少傾向及び非正規の職員・従業員数の増加傾向との間に強い相関が認められることも考え合わせると、人手不足や非正規雇用者の増加といった雇用情勢の変化が辞退率上昇に寄与している可能性が高いと考えられる。今回のアンケート調査によると、裁判員裁判への参加意欲・参加可能性についての質問においても、非正規雇用者は正規雇用者よりも参加意欲・参加可能性が低い傾向が見られ、これは、統計資料による上記の分析結果を裏付けるものとみることが可能である。

③高齢化の進展については、全辞退者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関関係を分析したところ、全辞退事由の中で「裁判員法16条1号ないし7号」（このうち同条1号が70歳以上）が最も強い相関が認められたほか、辞退率上昇と老年人口の増加傾向・生産年齢人口の減少傾向との間に強い相関が認められた。さらに、平成22年から平成27年までに20歳以上の人口に占める70歳以上の割合が約2.6%上昇しているこ

とからすると、裁判員候補者名簿に占める70歳以上の割合も同程度上昇していることが見込まれる上、実際に名簿記載者に占める70歳以上を理由とする辞退申出者（調査票段階）の割合も増加している。以上によると、高齢化の進展が辞退率上昇に寄与している可能性が高いと考えられる。

④裁判員裁判に対する国民の関心の低下については、今回のアンケート調査結果によると、裁判員裁判に対する国民の関心が低下し、これが裁判員裁判への参加意欲・参加可能性にも影響を与えていることがうかがえた。しかし、裁判員制度の運用に関する意識調査によると、関心の低下がうかがえるものの、参加意欲には目立った変化はないとの結果となっている。このように、2つの調査結果が異なっているため、慎重な評価を要するが、裁判員裁判に対する国民の関心の低下が辞退率上昇に寄与している可能性は否定できない。

⑤名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇については、同一年度内で名簿使用率が高まるにつれて辞退率が高まる傾向が認められた。そして、名簿規模の縮小に伴って年間名簿使用率が年々上昇しているところ、年間名簿使用率と辞退率との間に弱いながら相関が認められた。これらによると、名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇が辞退率上昇に寄与している可能性が高いと考えられる。

2 出席率について

①審理予定日数の増加傾向については、事件の大多数を占める審理予定日数が30日以内の事件について、出席率と弱い相関が認められた。また、今回のアンケート調査結果によると、審理期間が増えるほど参加可能と回答した者の割合が減少する傾向が見られた。これらによると、審理予定日数の増加傾向が出席率低下にも寄与している可能性が高いと考えられる。

②雇用情勢の変化については、全出席者数と辞退事由ごとの辞退者数との相関関係を分析したところ、「事業における重要用務」を理由とする辞退者数と出席者数との間でほとんど相関は認められなかった。もっとも、マクロ指標上の完全失業率の減少傾向及び非正規の職員・従業員数の増加傾向と出席率との間には相関関係が認められた。また、今回のアンケート調査結果によると、裁判員裁判への参加意欲・参加可能性についての質問で非正規雇用者の参加意欲・参加可能性が低い傾向が見られた。以上によると、非正規雇用者の増加等の雇用情勢の変化が、辞退率のみならず出席率の低下にも寄与している可能性は否定できない。

③高齢化の進展については、出席率低下に寄与しているとは評価できなかった。

④裁判員裁判に対する国民の関心の低下については、今回のアンケート調査結果によると、裁判員裁判に対する国民の関心が低下し、これが裁判員裁判への参加意欲・参加可能性にも影響を与えていることがうかがえた。しかし、裁判員制度の運用に関する意

識調査によると、関心の低下がうかがえるものの、参加意欲には目立った変化はないとの結果となっている。このように、2つの調査結果が異なっているため、慎重な評価を要するが、裁判員裁判に対する国民の関心の低下が出席率低下に寄与している可能性は否定できない。

⑤名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇については、同一年度内で名簿使用率が高まるにつれて出席率が低下する傾向が認められた。また、名簿規模の縮小に伴って上昇している年間名簿使用率と出席率との間に弱いながら相関が認められた。これらによると、名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇が出席率低下にも寄与している可能性が高いと考えられる。

なお、呼出状の不在不到達率・事前質問票の返送率と出席率との間には中程度の相関が認められた。そして、呼出状の再送達を行っている庁は、呼出状の不在不到達率が低く、事前質問票の返送依頼を行っている庁は、事前質問票の返送率が高い傾向が認められ、これらの庁は、出席率も高い傾向にあることからすれば、欠席者の中には、注意喚起等をすれば選任手続期日に出席するなどして裁判員等選任手続の適切な実施に協力していただける方が相当数含まれている可能性がうかがえるとともに、これらの裁判員等選任手続における運用上の工夫は、出席率を高めるための方策として一定の効果を有する可能性が高いと考えられる。

3 選任手続期日に出席した裁判員候補者の構成割合について

選任手続期日に出席した裁判員候補者の職業別・年代別・性別の構成割合を国勢調査における構成割合と比較することにより、出席した裁判員候補者の構成が実際の人口構成と比較して偏るなどの現象が生じていないかどうか検証したところ、年々、辞退率上昇・出席率低下が見られるにもかかわらず、制度施行以来、職業別・年代別・性別のいずれについても、出席した裁判員候補者の構成割合は国勢調査の結果と大きく異ならず、そのような現象は生じていないことが確認できた。

[資 料 編]

1 アンケート調査

(1) 実施概要

ア 実施時期

平成29年1月27日（金）～2月3日（金）

イ 調査項目（主な項目）

属性（居住地，性別，年齢，職業等）

裁判員裁判への参加意欲，参加可能性

裁判員裁判参加の支障となる事情

裁判員裁判に参加しない（できない）理由

裁判員裁判に関する前提知識

裁判員裁判への参加可能性（審理期間別）

休暇制度の有無

仕事の忙しさ

裁判員裁判に対する関心の有無，関心の変化及びその理由

裁判員裁判の経験の有無

ウ 調査対象

全国の20歳以上70歳未満の男女5,000人

※ 調査対象者の抽出

偏りが生じないように，以下のとおり地方別に区分けし，国勢調査の調査結果をもとに，その地方別の人口構成に応じて，性別年代別に調査対象者数を割り当てる。

地方区分	都道府県
北海道地方	北海道
東北地方	青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県
関東地方	茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県
中部地方	新潟県，富山県，石川県，福井県，山梨県，長野県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県
近畿地方	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県
中国地方	鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県
四国地方	徳島県，香川県，愛媛県，高知県
九州・沖縄地方	福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県

具体的な手順は次のとおり

- ① 国勢調査の結果から、20歳以上70歳未満の地方別性別年代別の人口数を算出する。
- ② 積算した人口数から地方別性別年代別の人口割合を算出する。
- ③ 算出した人口割合から5,000人を比例配分する。

エ 実施方法

インターネットアンケート

※ 集計結果（次頁以降）を読む際の注意

- 1 nは質問に対する回答者数で，%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
- 2 質問の種類を示す記号は，次のとおりである。
M. A. : 1回答者が2以上の回答をすることができる質問(Multiple Answerの略)。
通常，各比率の合計は100%を超える。
- 3 集計値(%)は表示単位未満を四捨五入しているため，各比率(内訳)の合計が100%にならない場合がある。

(2) 設問及び単純集計結果

【問1】あなたの居住地を教えてください。

	n	%
全体	5,000	100.0
北海道	213	4.3
青森県	51	1.0
岩手県	35	0.7
宮城県	116	2.3
秋田県	35	0.7
山形県	41	0.8
福島県	65	1.3
茨城県	69	1.4
栃木県	43	0.9
群馬県	45	0.9
埼玉県	287	5.7
千葉県	257	5.1
東京都	640	12.8
神奈川県	410	8.2
新潟県	66	1.3
富山県	43	0.9
石川県	52	1.0
福井県	21	0.4
山梨県	23	0.5
長野県	74	1.5
岐阜県	75	1.5
静岡県	125	2.5
愛知県	351	7.0
三重県	75	1.5

	n	%
滋賀県	58	1.2
京都府	96	1.9
大阪府	349	7.0
兵庫県	223	4.5
奈良県	54	1.1
和歌山県	30	0.6
鳥取県	30	0.6
島根県	18	0.4
岡山県	76	1.5
広島県	116	2.3
山口県	42	0.8
徳島県	20	0.4
香川県	47	0.9
愛媛県	57	1.1
高知県	21	0.4
福岡県	255	5.1
佐賀県	26	0.5
長崎県	56	1.1
熊本県	45	0.9
大分県	41	0.8
宮崎県	35	0.7
鹿児島県	51	1.0
沖縄県	42	0.8

【問2】あなたの性別を教えてください。

	n	%
全体	5,000	100.0
男性	2,499	50.0
女性	2,501	50.0

【問3】 あなたの年齢を教えてください。

	n	%
全 体	5,000	100.0
20～29歳	775	15.5
30～39歳	977	19.5
40～49歳	1,151	23.0
50～59歳	965	19.3
60～69歳	1,132	22.6

【問4】 個人の気持ちとして、裁判員裁判に参加したいと思いますか。

	n	%
全 体	5,000	100.0
参加したい	401	8.0
参加してもよい	820	16.4
どちらともいえない	897	17.9
あまり参加したくない	1,136	22.7
参加したくない	1,746	34.9

(問4で「あまり参加したくない」又は「参加したくない」と回答した人への質問)

【問5】 裁判員裁判に参加したくない(あまり参加したくない)と回答した理由をすべてお答えください。(M. A.)

	n	%
全 体	2,882	298.2
職場(上司, 同僚, 顧客など)に相談・協議しにくい	455	15.8
家族と相談・協議しにくい	338	11.7
それ以外の関係者(学校, ヘルパー, 地域活動など)と相談・協議しにくい	80	2.8
日常生活(仕事関係)が乱される	1,111	38.5
日常生活(家事・育児・介護等の家庭関係)が乱される	765	26.5
日常生活(地域・ボランティア活動など仕事・家庭関係以外)が乱される	182	6.3
精神的な負担が重い(責任が重い, 他人の人生を決めることの負担)	1,934	67.1
法律知識がない	1,410	48.9
自分の意見を言えるか自信がない	939	32.6
遺体写真等の証拠を見るのは不安である	1,128	39.1
特に理由はない	144	5.0
その他	112	3.9

【問6】実際に裁判員候補者として通知が来た場合、参加する（できる）かどうかお答えください。

	n	%
全 体	5,000	100.0
参加する	632	12.6
参加できる可能性が高い	1,107	22.1
どちらともいえない	1,471	29.4
参加できない可能性が高い	851	17.0
参加できない	939	18.8

(問6で「参加できない可能性が高い」又は「参加できない」と回答した人への質問)

【問7】裁判員裁判に参加できない（参加できない可能性が高い）と回答した理由をすべてお答えください。(M. A.)

	n	%
全 体	1,790	119.6
仕事上の理由	1,036	57.9
自身や家族の病気やけが	428	23.9
育児、介護等	356	19.9
学業	33	1.8
地域・ボランティア活動	56	3.1
その他	232	13.0

【問8】裁判員制度について、選択肢にある事項のうち、知っているものをすべてお答えください。(M. A.)

	n	%
全 体	5,000	288.7
法律上、裁判員になることは義務とされており、原則として、参加しなければならないこと	3,509	70.2
重要な仕事、病気、育児、介護等、法律等で定められた一定の場合には、辞退することができること	2,987	59.7
裁判員候補者や裁判員になって裁判所に来る方には日当や交通費が支払われ、必要に応じて宿泊料も支払われること	1,946	38.9
法律の知識がなくても、裁判員になれること	2,910	58.2
裁判員を務めるために仕事を休んだことを理由に、勤務先において解雇等の不利益な取扱いをすることは法律で禁止されていること	2,322	46.4
知っているものはない	766	15.3

【問 9】 裁判員裁判では、事件の内容にもよりますが、日を連続して審理を行う場合と、間に審理を入れない日（休廷日）を設ける場合（週に3～4日ずつの審理）があります。日を連続して審理する場合、最大何日間まで参加することが可能ですか。

	n	%
全 体	5,000	100.0
3日以内	2,475	49.5
4日	228	4.6
5日	423	8.5
6日	61	1.2
7日	180	3.6
8日～10日	67	1.3
11日～14日	24	0.5
15日以上	283	5.7
1日も参加できない	1,259	25.2

【問 10】 間に審理を入れない日（休廷日）を設ける場合（週に3～4日ずつの審理）、最大何日間まで参加することが可能ですか。

	n	%
全 体	5,000	100.0
3日以内	2,142	42.8
4日	260	5.2
5日	354	7.1
6日	115	2.3
7日	259	5.2
8日～10日	174	3.5
11日～14日	79	1.6
15日以上	348	7.0
1日も参加できない	1,269	25.4

【問 11】 選択肢にある2つの場合のうち、どちらのほうが参加しやすい（都合を合わせやすい）と思いますか。

	n	%
全 体	5,000	100.0
日を連続して審理する場合	861	17.2
審理しない日（休廷日）を設ける場合（週に3～4日ずつの審理）	880	17.6
審理日数（裁判所に行く日数）にもよる	3,259	65.2

(問11で「審理日数(裁判所に行く日数)にもよる」と回答した人への質問)

【問12】最大何日間までであれば、連続して審理するほうが参加しやすい(都合を合わせやすい)と思いますか。

	n	%
全体	3,259	100.0
3日以内	2,713	83.2
4日	130	4.0
5日	210	6.4
6日	24	0.7
7日	74	2.3
8日~10日	25	0.8
11日~14日	10	0.3
15日以上	73	2.2

【問13】5年前と比べて、治安はどのようになっていると感じますか。

	n	%
全体	5,000	100.0
良くなっている	125	2.5
やや良くなっている	359	7.2
どちらともいえない	2,754	55.1
やや悪化している	1,251	25.0
悪化している	511	10.2

【問14】あなたの職業、お立場等を教えてください。

	n	%
全体	5,000	100.0
正規の職員・従業員	1,989	39.8
労働者派遣事業所の派遣社員	102	2.0
パート・アルバイト(契約社員・嘱託社員を含む。)	924	18.5
会社役員	118	2.4
自営業・自由業	435	8.7
家事	718	14.4
通学	102	2.0
無職	569	11.4
その他	43	0.9

(問15～19は、問14で「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「パート・アルバイト(契約社員・嘱託社員を含む。)」 「会社役員」又は「自営業・自由業」と回答した人への質問)

【問15】あなたの業種を教えてください。

	n	%
全 体	3,568	100.0
農業, 林業	37	1.0
漁業	3	0.1
鉱業, 採石業, 砂利採取業	3	0.1
建設業	196	5.5
製造業	601	16.8
電気・ガス・熱供給・水道業	51	1.4
情報通信業	161	4.5
運輸業, 郵便業	148	4.1
卸売業, 小売業	381	10.7
金融業, 保険業	180	5.0
不動産業, 物品賃貸業	87	2.4
学術研究, 専門・技術サービス業	121	3.4
宿泊業, 飲食サービス業	121	3.4
生活関連サービス業, 娯楽業	87	2.4
教育, 学習支援業	227	6.4
医療, 福祉	357	10.0
複合サービス事業	51	1.4
サービス業(他に分類されないもの)	494	13.8
公務(他に分類されるものを除く)	213	6.0
その他	49	1.4

【問16】あなたの会社・団体全体の従業員数はどのくらいですか。

	n	%
全 体	3,568	100.0
1～29人	1,174	32.9
30～99人	531	14.9
100～299人	480	13.5
300～999人	468	13.1
1,000～4,999人	450	12.6
5,000人以上	465	13.0

【問17】あなたが所属する支店・営業所・店舗などの従業員数はどのくらいですか。

	n	%
全 体	3,568	100.0
1～4人	718	20.1
5～9人	463	13.0
10～29人	794	22.3
30～99人	670	18.8
100～299人	431	12.1
300～999人	259	7.3
1,000人以上	233	6.5

【問18】あなたの職場には、裁判员裁判に参加する際に利用できる休暇制度等がありますか。

	n	%
全 体	3,568	100.0
裁判员裁判のための休暇制度がある	349	9.8
その他特別の休暇制度を使用することができる	217	6.1
通常の有給休暇を使用することができる	615	17.2
分からない	2,177	61.0
その他	210	5.9

【問19】休暇は必要な時に取得できていますか。

	n	%
全 体	3,568	100.0
できている	1,149	32.2
ややできている	1,028	28.8
どちらともいえない	593	16.6
あまりできていない	405	11.4
できていない	393	11.0

(問14で「正規の職員・従業員」又は「労働者派遣事業所の派遣社員」又は「パート・アルバイト(契約社員・嘱託社員を含む。)」又は「会社役員」又は「自営業・自由業」又は「家事」と回答した人への質問)

【問20】 忙しさの変化について、お伺いします。5年前と比べて、一日の仕事(家事)時間(実労働時間)は長くなりましたか。

	n	%
全 体	4,286	100.0
かなり長くなった	497	11.6
やや長くなった	743	17.3
あまり変わらない	1,963	45.8
やや短くなった	543	12.7
かなり短くなった	324	7.6
5年前は仕事(家事)をしていなかった	216	5.0

【問21】 あなたは現在、裁判員裁判について関心はありますか。

	n	%
全 体	5,000	100.0
関心がある	468	9.4
やや関心がある	981	19.6
どちらともいえない	1,268	25.4
あまり関心はない	1,104	22.1
関心はない	1,179	23.6

【問22】 5年前と比べて、裁判員制度についてのあなたの関心は変化していますか。

	n	%
全 体	5,000	100.0
関心が高まっている	172	3.4
関心がやや高まっている	502	10.0
どちらともいえない	2,580	51.6
関心がやや低下している	921	18.4
関心が低下している	825	16.5

(問22で「関心が高まっている」又は「関心がやや高まっている」と回答した人への質問)

【問23】関心が高まっている(やや高まっている)と回答した理由をすべてお答えください。(M.A.)

	n	%
全 体	674	117.5
新聞・テレビなどの報道を見た	478	70.9
自分の周囲で裁判員裁判に関わったという人の話を聞いた	98	14.5
学校の授業で習った	42	6.2
裁判所の行事(説明会, 裁判傍聴)に参加した	40	5.9
特に理由はない	99	14.7
その他	36	5.3

(問22で「関心がやや低下している」又は「関心が低下している」と回答した人への質問)

【問24】関心が低下している(やや低下している)と回答した理由をすべてお答えください。(M.A.)

	n	%
全 体	1,746	147.1
制度開始から7年以上が経過して, 珍しいことではなくなった	447	25.6
新聞・テレビなどの報道が減った	744	42.6
自分の周囲で裁判員裁判に関わったという声を聞かない	936	53.6
特に理由はない	364	20.8
その他	78	4.5

【問25】あなたは過去1年間に社会的な活動(例: ボランティア・NPO活動, 地域の活動等)に参加しましたか。

	n	%
全 体	5,000	100.0
積極的に参加した	229	4.6
たまたま参加した	591	11.8
どちらともいえない	474	9.5
あまり参加しなかった	600	12.0
ほとんど参加しなかった	3,106	62.1

【問26】あなたは、時間的余裕がある方だと思いますか。

	n	%
全 体	5,000	100.0
ある方である	543	10.9
まあある方である	1,240	24.8
どちらともいえない	1,176	23.5
あまりない	1368	27.4
全然ない	673	13.5

【問27】裁判員（補充裁判員）の経験はありますか。

	n	%
全 体	5,000	100.0
裁判員（補充裁判員）になったことがある	43	0.9
裁判員（補充裁判員）になったことはない	4,744	94.9
分からない	213	4.3

(問27で「裁判員（補充裁判員）になったことがない」と回答した人への質問)

【問28】「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」を受け取ったことはありますか。

	n	%
全 体	4,744	100.0
ある	101	2.1
ない	4,500	94.9
分からない	143	3.0

(問28で「ある」と回答した人への質問)

【問29】裁判員にならなかった事情を教えてください。

	n	%
全 体	101	100.0
裁判所から呼ばれなかった（「裁判員等選任手続期日のお知らせ」が届かなかった）	63	62.4
裁判所から呼ばれた（「裁判員等選任手続期日のお知らせ」が届いた）が、事前（選任手続期日前）に辞退を申し出て認められた	14	13.9
選任手続期日に出席し、辞退を申し出て認められた	1	1.0
選任手続期日に出席し、辞退の申出はしなかったが、裁判員に選任されなかった	9	8.9
分からない	8	7.9
その他	6	5.9

(3) クロス集計結果（属性別）

【問4】 個人の気持ちとして、裁判員裁判に参加したいと思いますか。（横軸）

【問2】 あなたの性別を教えてください。（縦軸）

【問3】 あなたの年齢を教えてください。（縦軸）

【問14】 あなたの職業、お立場等を教えてください。（縦軸）

	全体 (n)	参加した い	参加して もよい	どちらと もいえな い	あまり参 加したく ない	参加した くない
性別全体	5,000	8.0%	16.4%	17.9%	22.7%	34.9%
男性	2,499	11.1%	18.6%	18.7%	19.4%	32.1%
女性	2,501	4.9%	14.2%	17.2%	26.1%	37.7%
年代別全体	5,000	8.0%	16.4%	17.9%	22.7%	34.9%
20～29歳	775	10.5%	22.6%	16.4%	21.5%	29.0%
30～39歳	977	10.5%	18.4%	20.4%	21.7%	29.0%
40～49歳	1,151	8.8%	13.6%	18.9%	21.8%	36.8%
50～59歳	965	6.1%	16.8%	19.8%	23.6%	33.7%
60～69歳	1,132	5.0%	12.9%	14.3%	24.6%	43.2%
職業別全体	5,000	8.0%	16.4%	17.9%	22.7%	34.9%
正規の職員・従業員	1,989	11.4%	20.4%	19.5%	20.0%	28.8%
労働者派遣事業所 の派遣社員	102	5.9%	18.6%	19.6%	22.5%	33.3%
パート・アルバイト (契約社員・嘱託社 員を含む。)	924	5.1%	13.5%	17.0%	26.6%	37.8%
会社役員	118	13.6%	16.9%	22.9%	12.7%	33.9%
自営業・自由業	435	6.0%	15.4%	17.5%	22.1%	39.1%
家事	718	3.8%	12.0%	17.4%	27.0%	39.8%
通学	102	16.7%	20.6%	13.7%	20.6%	28.4%
無職	569	5.8%	12.5%	14.1%	23.0%	44.6%
その他	43	7.0%	14.0%	25.6%	27.9%	25.6%

【問6】 実際に裁判員候補者として通知が来た場合、参加する（できる）かどうかお答えください。（横軸）

【問2】 あなたの性別を教えてください。（縦軸）

【問3】 あなたの年齢を教えてください。（縦軸）

【問14】 あなたの職業、お立場等を教えてください。（縦軸）

	全体 (n)	参加する	参加できる可能性が高い	どちらともいえない	参加できない可能性が高い	参加できない
性別全体	5,000	12.6%	22.1%	29.4%	17.0%	18.8%
男性	2,499	16.7%	24.2%	27.4%	14.4%	17.3%
女性	2,501	8.6%	20.0%	31.5%	19.7%	20.3%
年代別全体	5,000	12.6%	22.1%	29.4%	17.0%	18.8%
20～29歳	775	14.1%	24.5%	28.4%	16.3%	16.8%
30～39歳	977	14.0%	24.3%	29.9%	15.7%	16.2%
40～49歳	1,151	11.9%	18.9%	32.4%	17.5%	19.3%
50～59歳	965	12.5%	20.9%	31.3%	17.0%	18.2%
60～69歳	1,132	11.3%	23.0%	25.1%	18.3%	22.3%
職業別全体	5,000	12.6%	22.1%	29.4%	17.0%	18.8%
正規の職員・従業員	1,989	16.1%	24.1%	29.2%	15.8%	14.8%
労働者派遣事業所の派遣社員	102	9.8%	24.5%	31.4%	20.6%	13.7%
パート・アルバイト (契約社員・嘱託社員を含む。)	924	9.5%	20.0%	31.5%	18.6%	20.3%
会社役員	118	23.7%	18.6%	22.9%	14.4%	20.3%
自営業・自由業	435	11.3%	21.8%	25.1%	15.6%	26.2%
家事	718	7.4%	20.8%	31.3%	19.9%	20.6%
通学	102	12.7%	24.5%	30.4%	19.6%	12.7%
無職	569	11.2%	21.1%	28.5%	15.5%	23.7%
その他	43	16.3%	16.3%	30.2%	18.6%	18.6%

【問 2 1】あなたは現在、裁判員裁判について関心はありますか。(横軸)

【問 2】 あなたの性別を教えてください。(縦軸)

【問 3】 あなたの年齢を教えてください。(縦軸)

【問 1 4】 あなたの職業、お立場等を教えてください。(縦軸)

	全体 (n)	関心があ る	やや関心 がある	どちらと もいえな い	あまり関 心はない	関心はな い
性別全体	5,000	9.4%	19.6%	25.4%	22.1%	23.6%
男性	2,499	12.2%	20.3%	23.9%	21.0%	22.6%
女性	2,501	6.5%	18.9%	26.8%	23.2%	24.6%
年代別全体	5,000	9.4%	19.6%	25.4%	22.1%	23.6%
20～29歳	775	12.1%	22.3%	24.6%	19.1%	21.8%
30～39歳	977	11.6%	19.5%	27.0%	20.8%	21.1%
40～49歳	1,151	8.6%	18.2%	25.2%	20.3%	27.7%
50～59歳	965	8.1%	20.6%	25.5%	21.8%	24.0%
60～69歳	1,132	7.4%	18.5%	24.5%	27.3%	22.3%
職業別全体	5,000	9.4%	19.6%	25.4%	22.1%	23.6%
正規の職員・従業員	1,989	11.7%	22.2%	24.1%	20.1%	21.9%
労働者派遣事業所の 派遣社員	102	12.7%	17.6%	24.5%	21.6%	23.5%
パート・アルバイト (契約社員・嘱託社 員を含む。)	924	6.1%	17.1%	27.3%	24.5%	25.1%
会社役員	118	16.1%	19.5%	24.6%	18.6%	21.2%
自営業・自由業	435	8.7%	17.7%	27.1%	17.5%	29.0%
家事	718	5.3%	18.5%	27.9%	23.0%	25.3%
通学	102	20.6%	22.5%	22.5%	19.6%	14.7%
無職	569	7.7%	17.2%	23.0%	28.6%	23.4%
その他	43	14.0%	20.9%	25.6%	23.3%	16.3%

【問22】 5年前と比べて、裁判員制度についてのあなたの関心は変化していますか。(横軸)

【問2】 あなたの性別を教えてください。(縦軸)

【問3】 あなたの年齢を教えてください。(縦軸)

【問14】 あなたの職業、お立場等を教えてください。(縦軸)

	全体 (n)	関心が高 まっている	関心がや や高まっ ている	どちらと もいえな い	関心がや や低下し ている	関心が低 下してい る
性別全体	5,000	3.4%	10.0%	51.6%	18.4%	16.5%
男性	2,499	4.9%	10.9%	51.3%	16.5%	16.4%
女性	2,501	2.0%	9.2%	51.9%	20.3%	16.6%
年代別全体	5,000	3.4%	10.0%	51.6%	18.4%	16.5%
20～29歳	775	5.9%	13.8%	50.8%	16.9%	12.5%
30～39歳	977	4.2%	11.6%	52.8%	17.0%	14.4%
40～49歳	1,151	3.0%	8.8%	54.0%	16.1%	18.1%
50～59歳	965	2.7%	9.0%	52.1%	18.3%	17.8%
60～69歳	1,132	2.1%	8.3%	48.1%	23.1%	18.3%
職業別全体	5,000	3.4%	10.0%	51.6%	18.4%	16.5%
正規の職員・従業員	1,989	4.3%	11.8%	52.4%	16.4%	15.1%
労働者派遣事業所の 派遣社員	102	1.0%	8.8%	60.8%	9.8%	19.6%
パート・アルバイト (契約社員・嘱託社 員を含む。)	924	2.4%	7.7%	53.8%	18.1%	18.1%
会社役員	118	7.6%	12.7%	50.0%	16.1%	13.6%
自営業・自由業	435	3.7%	9.7%	47.8%	16.3%	22.5%
家事	718	1.8%	9.7%	50.7%	22.8%	14.9%
通学	102	7.8%	15.7%	43.1%	21.6%	11.8%
無職	569	2.6%	7.4%	48.7%	23.4%	17.9%
その他	43	4.7%	7.0%	62.8%	18.6%	7.0%

2 分析資料一覧

- 最高裁判所から提供を受けた資料及びデータ
 - 1 裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書
 - 2 裁判員制度の運用に関する意識調査
 - 3 裁判員裁判の実施状況等に関する資料（裁判員法103条に基づくもの）
 - 4 裁判員裁判対象事件に関する統計データ
 - 5 裁判員裁判実施庁別，年別の裁判員候補者名簿記載者数
 - 6 裁判員等選任手続における運用上の工夫に関する実情調査結果

■ その他本業務の分析に使用した統計データ等

No	出典
1	総務省統計局 「国勢調査（H27）」 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/index.htm 「国勢調査（H22）」 http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm
2	総務省統計局 「人口推計（H21～H27）」 http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.htm
3	総務省統計局 「労働力調査 長期時系列データ」 http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm
4	厚生労働省 政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室 「人口動態統計の年間推計（H27）」 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei15/
5	内閣府 「出生数及び合計特殊出生率の年次推移」 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2015/27webgaiyoh/html/gb1_s1-1.html
6	警察庁 「平成21～27年中における自殺の状況」 https://www.npa.go.jp/publications/statistics/index.html
7	警察庁 「平成26、27年の犯罪情勢」 https://www.npa.go.jp/toukei/seianki/h26-27hanzaizyousei.pdf
8	国税庁 長官官房企画課調査統計係 「民間給与実態統計調査」 https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/jikeiretsu/01_02.htm
9	厚生労働省 大臣官房統計情報部 雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室 「平成21-27年就労条件総合調査」 http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/12/index.html
10	独立行政法人 労働政策研究・研修機構調査部 「労働統計データ検索システム 毎月勤労統計調査 総労働時間数」 1. http://stat.jil.go.jp/jil63/plsql/JTK0300?P_TYOUUSA=B1 2. http://stat.jil.go.jp/jil63/plsql/JTK0400?P_TYOUUSA=B1&P_HYOUJI=N5702&P_KITYOU=0 (2017年3月末にWeb掲載終了)
11	内閣府 経済社会総合研究所-国民経済計算部 「国民経済計算統計表」 http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/sokuhou/files/2016/qe163/gdemenuja.html

12	経済協力開発機構 「OECD Database “Average annual hours actually worked per worker [Dependent employment]” 2016年12月現在」 https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=ANHRS
13	総務省統計局 「消費者物価指数（CPI）結果 時系列データ（2015年）」 http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001074279&cycode=0